

【目次】

○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）	【第一条関係】	1
○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）	【第二条関係】	32
○公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）	【第三条関係】	38
○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）	【附則第三条関係】	66
○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）	【附則第四条関係】	67
○漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）	【附則第五条関係】	72
○地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成十三年法律第四百十七号）	【附則第六条関係】	75
○市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）	【附則第七条関係】	80
○公職選挙法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十三号）	【附則第八条関係】	83

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案新旧対照表

【第一条関係】

○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）（抄） （傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（投票所経費）

第四条 衆議院議員選挙における投票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

投票所 の選挙 人の数	区		市		町		村	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
五百人未満	一三六、五二六円	二二四、一五八円	一〇九、三二六円	一九六、九四八円	一〇九、三二六円	一九六、九四八円	一〇九、三二六円	一九六、九四八円
五百人以上 千人未満	一四七、七〇二円	二五七、二四二円	一一三、二七三円	二一〇、九〇五円	一一三、二七三円	二一〇、九〇五円	一一三、二七三円	二一〇、九〇五円
千人以上 二千未満	一九七、九五七円	三二九、四〇五円	一八四、三五二円	三二五、八〇〇円	一六一、一三〇円	三二四、四八六円	一六一、一三〇円	三二四、四八六円
二千以上 三千未満	二二八、八一八円	三五〇、二六六円	一九一、六〇八円	三三三、〇五六円	一七九、九八二円	三五五、二四六円	一七九、九八二円	三五五、二四六円
三千以上 五千未満	二四〇、〇九九円	三七一、五四七円	二二〇、一〇八円	三六三、四六四円	二〇〇、八四三円	三七六、一〇七円	二〇〇、八四三円	三七六、一〇七円
五千以上 一万人未満	二六九、六六九円	四二二、〇二五円	二六一、三二六円	四八〇、四〇六円	二五二、七六五円	四九三、七五三円	二五二、七六五円	四九三、七五三円
一万人以上 一万五千人未満	三二二、〇六五円	五二二、一四五円	三〇三、七二二円	五八八、五二六円	二八九、五六二円	五七四、三六六円	二八九、五六二円	五七四、三六六円
一万五千人以上 二万人未満	三五二、二九一円	五九二、二七九円	三四〇、一六七円	六六八、七八七円	三二四、三五一円	六七四、八七九円	三二四、三五一円	六七四、八七九円
二万人以上	三七四、四八四円	六五九、二八八円	三六三、三六〇円	七三五、七九六円	三四七、五四三円	七四一、八八七円	三四七、五四三円	七四一、八八七円

2 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

（投票所経費）

第四条 衆議院議員選挙における投票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

投票所 の選挙 人の数	区		市		町		村	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
五百人未満	一三三、九二七円	二二三、〇一〇円	一〇八、四二七円	一九七、五一〇円	一〇八、四二七円	一九七、五一〇円	一〇八、四二七円	一九七、五一〇円
五百人以上 千人未満	一四五、二六二円	二五六、六一七円	一一一、五〇九円	二一〇、五九三円	一一一、五〇九円	二一〇、五九三円	一一一、五〇九円	二一〇、五九三円
千人以上 二千未満	一九三、四二二円	三二七、〇四八円	一八〇、六七二円	三二四、二九八円	一五九、七七五円	三二一、五七七円	一五九、七七五円	三二一、五七七円
二千以上 三千未満	二二二、九七二円	三四六、五九八円	一八七、四七二円	三三二、〇九八円	一七八、三〇九円	三五六、四七七円	一七八、三〇九円	三五六、四七七円
三千以上 五千未満	二三二、九二二円	三六六、五四八円	二〇五、六七五円	三六一、五七二円	一九七、八五九円	三七六、〇二七円	一九七、八五九円	三七六、〇二七円
五千以上 一万人未満	二六一、七〇四円	四一七、六〇一円	二五六、四六三円	四七九、一七三円	二四九、三二二円	四九四、二九三円	二四九、三二二円	四九四、二九三円
一万人以上 一万五千人未満	三〇四、〇四一円	五二六、七五一円	二九八、八〇〇円	五八八、三三三円	二八五、五三一円	五七五、〇五四円	二八五、五三一円	五七五、〇五四円
一万五千人以上 二万人未満	三四一、六七五円	五八六、六五六円	三三四、六八七円	六六八、七五二円	三三〇、七三六円	六七七、〇七二円	三三〇、七三六円	六七七、〇七二円
二万人以上	三六五、一四五円	六五四、六六八円	三五八、一五七円	七三六、七六四円	三四四、二〇五円	七四五、〇八三円	三四四、二〇五円	七四五、〇八三円

2 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

区市町村	投票日		区の数	投票日	投票日	投票日	投票日
	平日	休日					
五百人以上未満	二二、六三九	一三、五〇四	九、五六七	一〇、二五九	一〇、八二五	一一、六九〇	
二千人未満	一五、七一一	一六、七四九	一四、八〇四	一五、八四二	一五、一五五	一六、三六六	
三千人未満	一六、六一八	一七、六五六	一四、八〇四	一五、八四二	一七、三二〇	一八、七〇四	
五千人未満	一七、五二五	一八、五六三	一六、九六九	一八、一八〇	一八、二二七	一九、六一一	
一万人未満	一九、六九〇	二〇、九〇一	二二、四六四	二五、一九四	二四、七二二	二六、六二五	
一万人以上	二六、一八五	二七、九一五	二九、九五九	三二、二〇八	二九、九五九	三二、二〇八	
二万人未満	三〇、一六四	三二、〇六七	三五、一九六	三七、七九一	三六、四五四	三九、二二二	
二万人以上	三四、四九四	三六、七四三	三九、五二六	四二、四六七	四〇、七八四	四三、八九八	

4 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、同項の表に掲げる額のほか、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を減額する。

区市町村	投票日		区の数	投票日	投票日	投票日	投票日
	平日	休日					
五百人以上未満	八、六六〇円	九、三五二円	八、六六〇円	九、三五二円	八、六六〇円	九、三五二円	
千五百人以上	一〇、八二五	一一、六九〇	八、六六〇円	九、三五二円	一〇、八二五	一一、六九〇	
千五百人以上	一一、九九〇	一二、六九〇	八、六六〇円	九、三五二円	一〇、八二五	一一、六九〇	
二千人未満	一二、九九〇	一四、〇二八	一一、九九〇	一四、〇二八	一一、九五五	一六、三六六	
二千人以上	一二、九九〇	一四、〇二八	一一、九九〇	一四、〇二八	一一、九五五	一六、三六六	
三千人未満	一二、九九〇	一四、〇二八	一一、九九〇	一四、〇二八	一一、九五五	一六、三六六	
三千人以上	一二、九九〇	一四、〇二八	一一、九五五	一七、三二〇	一七、三二〇	一八、七〇四	
五千人未満	一一、九九〇	一四、〇二八	一一、九五五	一七、三二〇	一七、三二〇	一八、七〇四	
五千人以上	一一、九五五	一四、〇二八	一一、九五五	一七、三二〇	一七、三二〇	一八、七〇四	
一万人未満	一五、一五五	一六、三六六	一一、九五五	一七、三二〇	一七、三二〇	一八、七〇四	
一万人以上	一五、一五五	一六、三六六	一一、九五五	一七、三二〇	一七、三二〇	一八、七〇四	
二万人未満	二二、一八五	二二、三六六	一一、九五五	一七、三二〇	一七、三二〇	一八、七〇四	
二万人以上	二二、一八五	二二、三六六	一一、九五五	一七、三二〇	一七、三二〇	一八、七〇四	

区市町村	投票日		区の数	投票日	投票日	投票日	投票日
	平日	休日					
五百人以上未満	一一、七〇五	一三、五八五	九、六五四	一〇、三五八	一一、〇〇五	一一、八八五	
二千人未満	一五、七五六	一六、八二二	一四、九〇六	一五、九六二	一五、四〇七	一六、六三九	
三千人未満	一六、六〇六	一七、六六二	一四、九〇六	一五、九六二	一七、六〇八	一九、〇一六	
五千人未満	一七、四五六	一八、五一二	一七、一〇七	一八、三三九	一八、四五八	一九、八六六	
一万人未満	一九、六五七	二〇、八八九	二二、七一〇	二五、四七〇	二五、〇六一	二六、九九七	
一万人以上	二六、二六〇	二八、〇二〇	三〇、三三三	三二、六〇一	三〇、三三三	三二、六〇一	
二万人未満	三〇、一六一	三二、〇九七	三五、五六五	三八、二〇五	三六、九一六	三九、七三二	
二万人以上	三四、五六三	三六、八五一	三九、九六七	四二、九五九	四一、三一八	四四、四八六	

4 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、同項の表に掲げる額のほか、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を減額する。

区市町村	投票日		区の数	投票日	投票日	投票日	投票日
	平日	休日					
五百人以上未満	八、八〇四円	九、五〇八円	八、八〇四円	九、五〇八円	八、八〇四円	九、五〇八円	
千五百人以上	一一、〇〇五	一一、八八五	八、八〇四円	九、五〇八円	一一、〇〇五	一一、八八五	
千五百人以上	一一、〇〇五	一一、八八五	八、八〇四円	九、五〇八円	一一、〇〇五	一一、八八五	
二千人未満	一二、二〇六	一四、二六二	一一、二〇六	一四、二六二	一一、五〇七	一六、六三九	
二千人以上	一二、二〇六	一四、二六二	一一、二〇六	一四、二六二	一一、五〇七	一六、六三九	
三千人未満	一二、二〇六	一四、二六二	一一、二〇六	一四、二六二	一一、五〇七	一六、六三九	
三千人以上	一二、二〇六	一四、二六二	一一、二〇六	一四、二六二	一一、五〇七	一六、六三九	
五千人未満	一一、二〇六	一四、二六二	一一、二〇六	一四、二六二	一一、五〇七	一六、六三九	
五千人以上	一一、二〇六	一四、二六二	一一、二〇六	一四、二六二	一一、五〇七	一六、六三九	
一万人未満	一五、四〇七	一六、六三九	一一、二〇六	一四、二六二	一一、五〇七	一六、六三九	
一万人以上	一五、四〇七	一六、六三九	一一、二〇六	一四、二六二	一一、五〇七	一六、六三九	
二万人未満	二二、一〇一〇	二二、三七一〇	一一、二〇六	一四、二六二	一一、五〇七	一六、六三九	
二万人以上	二二、一〇一〇	二二、三七一〇	一一、二〇六	一四、二六二	一一、五〇七	一六、六三九	

二万五千人以上	二二二、八一五	二五、七一八	三二、四七五	三五、〇七〇	三四、六四〇	三七、四〇八
二万人以上	二八、二四五	三〇、三九四	三六、八〇五	三九、七四六	三八、九七〇	四二、〇八四

5 参议院議員選挙における投票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

区市町村	投票日		平日		休日	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日
区	平	日	休	日	平	日
市	平	日	休	日	平	日
町	平	日	休	日	平	日
村	平	日	休	日	平	日
投票日の選挙人の数	五百人未満	二二九、二七〇円	二二六、九〇二円	一〇二、二〇六円	一八九、六九二円	一〇二、〇六〇円
千五百人以上	四〇〇、四四六	二四九、九八六	一一六、〇一七	二〇三、六四九	一一三、六五六	一一三、一九六
千人未満	一九〇、七〇一	三三二、一一九	一七七、〇九六	三〇八、五四四	一五三、八七四	三〇七、三三〇
二千人未満	二一一、五六二	三四三、〇一〇	一八四、三五二	三二五、八〇〇	一七二、七二六	三四七、九九〇
三千人未満	一一三、一九五	三六四、六四三	二〇三、二〇四	三五六、五六〇	一九三、七六三	三六九、〇二七
三千人以上	二五五、一五七	四〇八、五一一	二四六、八一四	四六五、八九四	二三八、二五三	四七九、二四一
五千人未満	二九七、五五三	五一六、六三三	二八九、二二〇	五七四、〇一四	二七五、〇五〇	五五九、八五四
一万人未満	三三六、七七九	五七七、七六七	三二五、六五五	六五四、二七五	三〇九、八三九	六六〇、三六七
二万人以上	三五九、九七二	六四四、七七六	三四八、八四八	七二一、二八四	三三三、〇三二	七二七、三七五

6 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

区市町村	投票日		平日		休日	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日
区	平	日	休	日	平	日
市	平	日	休	日	平	日
町	平	日	休	日	平	日
村	平	日	休	日	平	日

二万五千人以上	二四、二一一	二六、一四七	三三、〇一五	三五、六五五	三五、二二六	三八、〇三二
二万人以上	二八、六一三	三〇、九〇一	三七、四一七	四〇、四〇九	三九、六一八	四二、七八六

5 参议院議員選挙における投票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

区市町村	投票日		平日		休日	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日
区	平	日	休	日	平	日
市	平	日	休	日	平	日
町	平	日	休	日	平	日
村	平	日	休	日	平	日
投票日の選挙人の数	五百人未満	二二七、二二七円	二二六、二二一円	一〇一、六二七円	一九〇、七一一円	一〇一、六二七円
千五百人以上	一一八、四六二	二四九、八一七	一一四、七〇九	二〇三、七九三	一一三、三六二	二二四、七一一
千人未満	一八六、六二二	三三〇、二四八	一七三、八七二	三〇七、四九八	一五二、九七五	三〇八、八七二
二千人未満	二〇六、一七二	三三九、七九八	一八〇、六七二	三二四、二九八	一七一、五〇九	三四九、六七七
三千人未満	二二六、四五三	三六〇、〇七九	一九九、二〇六	三五五、一〇三	一九一、二二五	三六九、三九三
三千人以上	二四八、一〇四	四〇四、〇〇一	二四二、八六三	四六五、五七三	二三五、七二二	四八〇、六九三
五千人未満	二九〇、四四一	五一三、一五一	二八五、二〇〇	五七四、七三三	二七一、九三一	五六一、四五四
一万人未満	三二八、〇七五	五七三、〇五六	三二一、〇八七	六五五、一五二	三〇七、一三六	六六三、四七二
二万人以上	三五一、五四五	六四一、〇六八	三四四、五五七	七二二、一六四	三三〇、六〇五	七二二、四八三

6 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

区市町村	投票日		平日		休日	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日
区	平	日	休	日	平	日
市	平	日	休	日	平	日
町	平	日	休	日	平	日
村	平	日	休	日	平	日

区	市	町	村
五日未満	四七、九七二円	一三五、六〇四円	四七、九七二円
五日以上十日未満	一三五、六〇四円	一三五、六〇四円	一三五、六〇四円
十日以上二十日未満	四七、九七二円	一三五、六〇四円	一三五、六〇四円
二十日以上三十日未満	四七、九七二円	一三五、六〇四円	一三五、六〇四円
三十日以上	四七、九七二円	一三五、六〇四円	一三五、六〇四円

7 第五項の投票所で、公職選挙法第四十条第一項ただし書の規定により投票所を開く時刻を繰り下げたもの又は閉じる時刻を繰り上げたものについては、当該投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費及び報酬の不要分として、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、次の表に掲げる額を減額する。

区市町村	区	市	町	村
五日未満	四七、九七二円	一三五、六〇四円	四七、九七二円	一三五、六〇四円
五日以上十日未満	一三五、六〇四円	一三五、六〇四円	一三五、六〇四円	一三五、六〇四円
十日以上二十日未満	四七、九七二円	一三五、六〇四円	一三五、六〇四円	一三五、六〇四円
二十日以上三十日未満	四七、九七二円	一三五、六〇四円	一三五、六〇四円	一三五、六〇四円
三十日以上	四七、九七二円	一三五、六〇四円	一三五、六〇四円	一三五、六〇四円

区	市	町	村
五日未満	四八、七六六円	一三七、八五〇円	四八、七六六円
五日以上十日未満	一三七、八五〇円	一三七、八五〇円	一三七、八五〇円
十日以上二十日未満	四八、七六六円	一三七、八五〇円	一三七、八五〇円
二十日以上三十日未満	四八、七六六円	一三七、八五〇円	一三七、八五〇円
三十日以上	四八、七六六円	一三七、八五〇円	一三七、八五〇円

7 第五項の投票所で、公職選挙法第四十条第一項ただし書の規定により投票所を開く時刻を繰り下げたもの又は閉じる時刻を繰り上げたものについては、当該投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費及び報酬の不要分として、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、次の表に掲げる額を減額する。

区市町村	区	市	町	村
五日未満	四八、七六六円	一三七、八五〇円	四八、七六六円	一三七、八五〇円
五日以上十日未満	一三七、八五〇円	一三七、八五〇円	一三七、八五〇円	一三七、八五〇円
十日以上二十日未満	四八、七六六円	一三七、八五〇円	一三七、八五〇円	一三七、八五〇円
二十日以上三十日未満	四八、七六六円	一三七、八五〇円	一三七、八五〇円	一三七、八五〇円
三十日以上	四八、七六六円	一三七、八五〇円	一三七、八五〇円	一三七、八五〇円

投票区 の選 挙人の 数	区		市		町		村	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
五千人未満	一九、六九〇	二〇、九〇一	二二、四六四	二五、一九四	二四、七二二	二六、六二五	一九、六九〇	二〇、九〇一
一万人以上未満	二六、一八五	二七、九一五	二九、九五九	三二、二〇八	二九、九五九	三三、二〇八	二六、一八五	二七、九一五
一万五千人未満	三〇、一六四	三二、〇六七	三五、一九六	三七、七九一	三六、四五四	三九、二二二	三〇、一六四	三二、〇六七
二万人未満	三四、四九四	三六、七四三	三九、五二六	四二、四六七	四〇、七八四	四三、八九八	三四、四九四	三六、七四三
二万人以上								

8 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、同項の表に掲げる額のほか、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を減額する。

投票区 の選 挙人の 数	区		市		町		村	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
五千人未満	八、六六〇円	九、三五二円	八、六六〇円	九、三五二円	八、六六〇円	九、三五二円	八、六六〇円	九、三五二円
五千人以上未満	一〇、八二五	一一、六九〇	八、六六〇円	九、三五二円	一〇、八二五	一一、六九〇	一〇、八二五	一一、六九〇
千人以上未満	一一、九九〇	一二、〇二八	一一、九九〇	一二、〇二八	一一、九九〇	一二、〇二八	一一、九九〇	一二、〇二八
二千人以上未満	一一、九九〇	一二、〇二八	一一、九九〇	一二、〇二八	一一、九九〇	一二、〇二八	一一、九九〇	一二、〇二八
三千人以上未満	一一、九九〇	一二、〇二八	一一、九九〇	一二、〇二八	一一、九九〇	一二、〇二八	一一、九九〇	一二、〇二八
三千人以上未満	一一、九九〇	一二、〇二八	一一、九九〇	一二、〇二八	一一、九九〇	一二、〇二八	一一、九九〇	一二、〇二八
五千人以上未満	一一、九九〇	一二、〇二八	一一、九九〇	一二、〇二八	一一、九九〇	一二、〇二八	一一、九九〇	一二、〇二八
一万人以上未満	一一、九九〇	一二、〇二八	一一、九九〇	一二、〇二八	一一、九九〇	一二、〇二八	一一、九九〇	一二、〇二八
一万五千人未満	一一、九九〇	一二、〇二八	一一、九九〇	一二、〇二八	一一、九九〇	一二、〇二八	一一、九九〇	一二、〇二八
二万人未満	一一、九九〇	一二、〇二八	一一、九九〇	一二、〇二八	一一、九九〇	一二、〇二八	一一、九九〇	一二、〇二八
二万人以上								

9 投票が平日に行われる場合において投票日の翌日において投票箱を開票所に送致したときは、投票所の事務に従事する者の超

投票区 の選 挙人の 数	区		市		町		村	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
五千人未満	一九、六五七	二〇、八八九	二二、七二〇	二五、四七〇	二五、〇六一	二六、九九七	一九、六五七	二〇、八八九
一万人以上未満	二六、二六〇	二八、〇二〇	三〇、三二三	三三、六〇一	三〇、三二三	三三、六〇一	二六、二六〇	二八、〇二〇
一万五千人未満	三〇、一六一	三二、〇九七	三五、五六五	三八、二〇五	三六、九一六	三九、七三二	三〇、一六一	三二、〇九七
二万人未満	三四、五六三	三六、八五一	三九、九六七	四二、九五九	四一、三二八	四四、四八六	三四、五六三	三六、八五一
二万人以上								

8 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、同項の表に掲げる額のほか、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を減額する。

投票区 の選 挙人の 数	区		市		町		村	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
五千人未満	八、八〇四円	九、五〇八円	八、八〇四円	九、五〇八円	八、八〇四円	九、五〇八円	八、八〇四円	九、五〇八円
五千人以上未満	一一、〇〇五	一一、八八五	八、八〇四円	九、五〇八円	一一、〇〇五	一一、八八五	一一、〇〇五	一一、八八五
千人以上未満	一一、二〇六	一一、二六二	一一、二〇六	一一、二六二	一一、二〇六	一一、二六二	一一、二〇六	一一、二六二
二千人以上未満	一一、二〇六	一一、二六二	一一、二〇六	一一、二六二	一一、二〇六	一一、二六二	一一、二〇六	一一、二六二
三千人以上未満	一一、二〇六	一一、二六二	一一、二〇六	一一、二六二	一一、二〇六	一一、二六二	一一、二〇六	一一、二六二
三千人以上未満	一一、二〇六	一一、二六二	一一、二〇六	一一、二六二	一一、二〇六	一一、二六二	一一、二〇六	一一、二六二
五千人以上未満	一一、二〇六	一一、二六二	一一、二〇六	一一、二六二	一一、二〇六	一一、二六二	一一、二〇六	一一、二六二
一万人以上未満	一一、二〇六	一一、二六二	一一、二〇六	一一、二六二	一一、二〇六	一一、二六二	一一、二〇六	一一、二六二
一万五千人未満	一一、二〇六	一一、二六二	一一、二〇六	一一、二六二	一一、二〇六	一一、二六二	一一、二〇六	一一、二六二
二万人未満	一一、二〇六	一一、二六二	一一、二〇六	一一、二六二	一一、二〇六	一一、二六二	一一、二〇六	一一、二六二
二万人以上								

9 投票が平日に行われる場合において投票日の翌日において投票箱を開票所に送致したときは、投票所の事務に従事する者の超

過勤務手当費として、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加算する。ただし、政令で定める地域にあつては、当該額及び当該額に政令で定める割合を乗じて得た額の合計額を加算するものとする。

- 一 投票日の翌日が平日である場合 五万八千十六円
- 二 投票日の翌日が休日である場合 六万九百六十円

10 投票が休日に行われる場合において投票日の翌日において投票箱を開票所に送致したときは、投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費として、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加算する。ただし、政令で定める地域にあつては、当該額及び当該額に政令で定める割合を乗じて得た額の合計額を加算するものとする。

- 一 投票日の翌日が平日である場合 五万九千二百二十九円
- 二 投票日の翌日が休日である場合 六万二千百七十三円

11 (略)

12 投票が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合の投票所については、燃料費として、千二十六円を加算する。ただし、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）に基づく寒冷地手当（以下「寒冷地手当」という。）を支給する地域における投票所については、当該寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、一級地にあつては二千五十二円、二級地にあつては千八百六円、三級地にあつては千七百五十四円、四級地にあつては千四百十六円をそれぞれ加算するものとする。

13 投票区の区域内に市役所、区役所又は町村役場がある投票所については、旅費及び通信費の不要分として、次の表に掲げる額を減額する。

過勤務手当費として、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加算する。ただし、政令で定める地域にあつては、当該額及び当該額に政令で定める割合を乗じて得た額の合計額を加算するものとする。

- 一 投票日の翌日が平日である場合 五万八千九百七十八円
- 二 投票日の翌日が休日である場合 六万九百七十一円

10 投票が休日に行われる場合において投票日の翌日において投票箱を開票所に送致したときは、投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費として、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加算する。ただし、政令で定める地域にあつては、当該額及び当該額に政令で定める割合を乗じて得た額の合計額を加算するものとする。

- 一 投票日の翌日が平日である場合 六万二百十円
- 二 投票日の翌日が休日である場合 六万三千二百三円

11 前二項の場合においては、送致のための投票管理者及び投票立会人に要する費用として、第十四条に規定する投票所の投票管理者及び投票立会人に要する費用の額を加算する。

12 投票が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合の投票所については、燃料費として、九百三十五円を加算する。ただし、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）に基づく寒冷地手当（以下「寒冷地手当」という。）を支給する地域における投票所については、当該寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、一級地にあつては千八百七十円、二級地にあつては千六百四十六円、三級地にあつては千五百九十九円、四級地にあつては千二百九十円をそれぞれ加算するものとする。

13 投票区の区域内に市役所、区役所又は町村役場がある投票所については、旅費及び通信費の不要分として、次の表に掲げる額を減額する。

選挙 区 の 選 挙 人 の 数	衆議院議員選挙		参議院議員選挙	
	区	市	町	村
五百人以上	一、七五三	一、七五三	一、七五三	一、七五三
千五百人以上	一、七五三	一、七五三	一、七五三	一、七五三
二千人以上	二、一九三	二、一九三	二、一九三	二、一九三
三千人以上	二、五九三	二、五九三	二、五九三	二、五九三
三千人以上	三、〇一三	三、〇一三	三、〇一三	三、〇一三
五千人以上	三、〇一三	三、〇一三	三、〇一三	三、〇一三
一万人以上	四、二七三	四、二七三	四、二七三	四、二七三
一万人以上	四、二七三	四、二七三	四、二七三	四、二七三
一万五千人以上	五、五三三	五、五三三	五、五三三	五、五三三
二万人以上	六、三七三	六、三七三	六、三七三	六、三七三
七、二二三	七、二二三	七、二二三	七、二二三	七、二二三

14 投票所が市役所、区役所又は町村役場から十キロメートル以上離れた地に設けられた場合には、特に要する旅費及び通信費を加算する。

15 投票所が市町村（特別区を含む。）の管理に属しない建物に設けられた場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該建物の借料を加算する。

16 市区町村の選挙管理委員会が選挙人に対する投票所までの交通手段の提供について費用を要した場合には、当該費用として総務大臣が定める額を加算する。

17 (略)

(期日前投票所経費)
第四条の二 (略)

選挙 区 の 選 挙 人 の 数	衆議院議員選挙		参議院議員選挙	
	区	市	町	村
五百人以上	一、六七一	一、六七一	一、六七一	一、六七一
千五百人以上	一、六七一	一、六七一	一、六七一	一、六七一
二千人以上	二、四七一	二、四七一	二、四七一	二、四七一
三千人以上	二、四七一	二、四七一	二、四七一	二、四七一
三千人以上	二、八七一	二、八七一	二、八七一	二、八七一
五千人以上	二、八七一	二、八七一	二、八七一	二、八七一
一万人以上	四、〇七一	四、〇七一	四、〇七一	四、〇七一
一万人以上	四、〇七一	四、〇七一	四、〇七一	四、〇七一
一万五千人以上	五、二七一	五、二七一	五、二七一	五、二七一
二万人以上	六、〇七一	六、〇七一	六、〇七一	六、〇七一
六、八七一	六、八七一	六、八七一	六、八七一	六、八七一

14 投票所が市役所、区役所又は町村役場から十キロメートル以上離れた地に設けられた場合には、特に要する旅費及び通信費を加算する。

15 投票所が市町村（特別区を含む。）の管理に属しない建物に設けられた場合においては、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した借料を加算する。
(新設)

16 第三項、第四項、第七項及び第八項に規定する時刻を繰り下げた時間又は時刻を繰り上げた時間の端数計算その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(期日前投票所経費)
第四条の二 期日前投票所経費の基本額は、当該期日前投票所に

2 期日前投票所

票所を設けた市区町村の選挙管理委員会の職員につき定められている執務時間外において投票を行わせる場合には、当該期日前投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費として総務大臣が定める額を加算する。

3 期日前投票所が市町村（特別区を含む。）の管理に属しない建物に設けられた場合には、都道府県の選挙管理委員会
があらかじめ承認した当該建物の借料を加算する。

4 市区町村の選挙管理委員会が期日前投票所の事務を行うための設備（次項に規定する電子情報処理組織を除く。以下この項において同じ。）を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会
があらかじめ承認した当該設備の借料並びに当該設備の整備及び管理に係る委託費を加算する。

5 市区町村の選挙管理委員会が、選挙人名簿若しくはその抄本（当該選挙人名簿が公職選挙法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類）又は在外選挙人名簿若しくはその抄本（当該在外選挙人名簿が同法第三十条の二第四項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該在外選挙人名簿に記載されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類）の対照に使用するために、当該市区町村の選挙管理委員会及び期日前投票所の投票管理者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該電子情報処理組織の整備及び運用に係る委託費を加算する。

6 市区町村の選挙管理委員会が選挙人に対する期日前投票所までの交通手段の提供について費用を要した場合には、当該費用

において投票を行わせる日の数に三万百円を乗じて得た額とする。

2 前項の期日前投票所で市区町村の支所、出張所その他の総務大臣が定める場所に設けられるものについては、当該期日前投票所を設ける市区町村の選挙管理委員会の職員につき定められている執務時間外において投票を行わせる場合には、当該期日前投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費として総務大臣が定める額を加算する。

3 期日前投票所が市町村（特別区を含む。）の管理に属しない建物に設けられた場合には、都道府県の選挙管理委員会
があらかじめ承認した借料
を加算する。

（新設）

（新設）

（新設）

として総務大臣が定める額を加算する。

(開票所経費)

第五条 衆議院議員選挙の投票が平日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

投票の当日 開票の曜日 区別の 票人の数	平日	休日
千人未満	二四三、三〇七円	二四七、四六七円
千人未満以上 二千人未満	三四七、七八八	三五四、二八八
二千人未満以上 三千人未満	四六一、五四一	四七〇、三八一
三千人未満以上 五千一人未満	五六六、四二二	五七七、六〇二
五千一人未満以上 一万一人未満	六八〇、五三一	六九四、〇五一
一万一人未満以上 一万五千人未満	七八五、〇六七	八〇〇、九二七
一万五千人未満以上 二万人未満	九二二、二四八	九四〇、九六八
二万人未満以上 三万人未満	一、〇八九、九九五	一、一一二、三五五
三万人以上	一、二二二、九六三	一、二四七、一四三

2 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

投票の当日 開票の曜日 区別の 票人の数	平日	休日
千人未満	一八〇、一一二円	一八四、二七二円

(開票所経費)

第五条 衆議院議員選挙の投票が平日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

投票の当日 開票の曜日 区別の 票人の数	平日	休日
千人未満	二二三、八五九円	二二六、六七五円
千人未満以上 二千人未満	三一七、九五三	三二二、三五三
二千人未満以上 三千人未満	四二二、二八九	四二七、二七三
三千人未満以上 五千一人未満	五一五、七七一	五二二、三三九
五千一人未満以上 一万一人未満	六一九、四四九	六二八、六〇一
一万一人未満以上 一万五千人未満	七一三、五九五	七二四、三三一
一万五千人未満以上 二万人未満	八三八、〇五〇	八五〇、七二二
二万人未満以上 三万人未満	九八八、八八五	一、〇〇四、〇二一
三万人以上	一、一〇六、二八〇	一、一一三、六四八

2 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

投票の当日 開票の曜日 区別の 票人の数	平日	休日
千人未満	一六一、九六八円	一六四、七八四円

投票の翌日 選挙区 の得票 の数	平日	休日
二千人未満	二八一、四二五	二八七、九二五
二千人未満以上	三八二、七三八	三九一、五七八
三千人未満	四八四、〇五一	四九五、二三一
三千人未満以上	五八五、三六四	五九八、八八四
一万人未満	六八六、六七七	七〇二、五三七
一万人未満以上	八一〇、五〇四	八二九、二二四
二万人未満	九六八、一〇二	九九〇、四六二
三万人以上	一、〇四六、九〇一	一、〇七一、〇八一

3 衆議院議員選挙の投票が休日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

投票の翌日 選挙区 の得票 の数	平日	休日
二千人未満	二五一、六一一円	二五五、七七一円
二千人未満以上	三六〇、七六三	三六七、二六三
三千人未満	四七九、一八七	四八八、〇二七
三千人未満以上	五八八、七三九	五九九、九一九
一万人未満	七〇七、五一九	七二一、〇三九
一万人未満以上	八一六、七二六	八三二、五八六
二万人未満	九五九、六一六	九七八、三三六
三万人未満以上	一、一三四、六二九	一、一五六、九八九

投票の翌日 選挙区 の得票 の数	平日	休日
二千人未満	二五三、〇七五	二五七、四七五
二千人未満以上	三四四、一八二	三五〇、一六六
三千人未満	四三五、二八九	四四二、八五七
三千人未満以上	五二六、三九六	五三五、五四八
一万人未満	六一七、五〇三	六二八、二三九
一万人未満以上	七二八、八五六	七四一、五二八
二万人未満	八七〇、五七八	八八五、七一四
三万人以上	九四一、四三九	九五七、八〇七

3 衆議院議員選挙の投票が休日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

投票の翌日 選挙区 の得票 の数	平日	休日
二千人未満	二二二、三〇七円	二二五、一一三円
二千人未満以上	三三一、一五三	三三五、五五三
三千人未満	四三九、二四一	四四五、二二五
三千人未満以上	五三八、四七五	五四六、〇四三
一万人未満	六四六、九〇五	六五六、〇五七
一万人未満以上	七四五、八〇三	七五六、五三九
二万人未満	八七六、〇六六	八八八、七三八
三万人未満以上	一、〇三四、二九三	一、〇四九、四二九

三万人以上	一、二七一、二三〇	一、二九五、四一〇
-------	-----------	-----------

4 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票所の 選挙人の数	投票の翌日	休日
千人未満	一八八、四一六 円	一九二、五七六 円
二千人未満	二九四、四〇〇	三〇〇、九〇〇
三千人未満	四〇〇、三八四	四〇九、二二四
五千人未満	五〇六、三六八	五一七、五四八
一万千人未満	六一二、三五二	六二五、八七二
一万五千人未満	七一八、三三六	七三四、一九六
二万人未満	八四七、八七二	八六六、五九二
三万人未満	一、〇一二、七三六	一、〇三五、〇九六
三万人以上	一、〇九五、一六八	一、一一九、三四八

5 衆議院議員選挙において、投票の翌日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票日	平日	休日
千人未満	六三、一九五 円	一一三、五三一 円
二千人未満	六六、三六三	三二九、三八八

三万人以上	一、一五五、三八四	一、一七一、七五二
-------	-----------	-----------

4 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票所の 選挙人の数	投票の翌日	休日
千人未満	一七〇、四一六 円	一七三、二三二 円
二千人未満	二六六、二七五	二七〇、六七五
三千人未満	三六二、一三四	三六八、一一八
五千人未満	四五七、九九三	四六五、五六一
一万千人未満	五五三、八五二	五六三、〇〇四
一万五千人未満	六四九、七一一	六六〇、四四七
二万人未満	七六六、八七二	七七九、五四四
三万人未満	九一五、九八六	九三二、一一二
三万人以上	九九〇、五四三	一、〇〇六、九一一

5 衆議院議員選挙において、投票の翌日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票日	平日	休日
千人未満	六一、八九一 円	一一四、〇〇三 円
二千人未満	六四、八七八	三〇二、五五三

6 前項の場合において開票を休日に行うときは、同項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

三万人以上	一七六、〇六二	一、一五四、五一五
二万五千人未満以上	一一一、八九三	一、〇二六、六九九
二万五千人未満以上	一一一、七四四	八六九、二五六
一万五千人未満以上	九八、三九〇	七四〇、一七一
一万五千人未満以上	九五、一六七	六四二、二五九
五千人未満以上	八二、三七一	五三四、七七四
三千人未満以上	七八、八〇三	四三六、五一七

6 前項の場合において開票を休日に行うときは、同項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

三万人以上	一六四、八四一	一、〇四八、九九二
二万五千人未満以上	一一八、三〇七	九三五、九〇九
二万五千人未満以上	一〇九、一九四	七九三、六九八
一万五千人未満以上	九六、〇九二	六七六、〇一九
一万五千人未満以上	九三、〇五三	五八七、四一七
五千人未満以上	八〇、四八二	四八九、二八三
三千人未満以上	七七、一〇七	四〇〇、三四五

開票区の選挙人の数	金額
千人未満	一六八、三三六円
二千人未満	二六三、〇二五
三千人未満	三五七、七一四
四千人未満	四五二、四〇三
五千人未満	五四七、〇九二
一万五千人未満	六四一、七八一
二万五千人未満	七五七、五一二
三万人未満	九〇四、八〇六
三万人以上	九七八、四五三

開票区の選挙人の数	金額
千人未満	一五二、一一二円
二千人未満	二三七、六七五
三千人未満	三三三、一三八
四千人未満	四〇八、八〇一
五千人未満	四九四、三六四
一万五千人未満	五七九、九二七
二万五千人未満	六八四、五〇四
三万人未満	八一七、六〇二
三万人以上	八八四、一五一

7 参議院議員選挙の投票が平日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票の当日 投票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日	開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日	開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日
千人未満	二四三、三〇七円	二四七、四六七円
千人未満以上	三四七、七八八	三五四、二八八
二千人未満以上	四六一、五四一	四七〇、三八一
三千人未満以上	五六六、四二二	五七七、六〇二
五千人未満以上	六八〇、五三一	六九四、〇五一
一万人未満以上	七八五、〇六七	八〇〇、九二七
一万五千人未満以上	九二二、二四八	九四〇、九六八
二万人未満以上	一、〇八九、九九五	一、一一二、三五五
三万人未満以上	一、二二二、九六三	一、二四七、一四三
三万人以上		

8 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票の当日 投票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日	開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日	開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日
千人未満	一八〇、一一二円	一八四、二七二円
千人未満以上	二八一、四二五	二八七、九二五

7 参議院議員選挙の投票が平日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票の当日 投票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日	開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日	開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日
千人未満	二二三、八五九円	二二六、六七五円
千人未満以上	三二七、九五三	三三二、三五三
二千人未満以上	四二一、二八九	四二七、二七三
三千人未満以上	五一五、七七一	五二三、三三九
五千人未満以上	六一九、四四九	六二八、六〇一
一万人未満以上	七二一、五九五	七二四、三三一
一万五千人未満以上	八三八、〇五〇	八五〇、七二二
二万人未満以上	九八八、八八五	一、〇〇四、〇二一
三万人未満以上	一、一〇六、二八〇	一、二二二、六四八
三万人以上		

8 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票の当日 投票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日	開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日	開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日
千人未満	一六一、九六八円	一六四、七八四円
千人未満以上	二五三、〇七五	二五七、四七五

投票の翌日 開票の翌日 区別の票 区別の票	平 日	休 日
三万人以上	一、〇四六、九〇一	一、〇七、〇八一
二万人未満以上	九六八、一〇二	九九〇、四六二
一万五千人未満以上	八一〇、五〇四	八二九、二二四
一万一千人以上未満	六八六、六七七	七〇二、五三七
一万七千人未満以上	五八五、三六四	五九八、八八四
五千人未満以上	四八四、〇五一	四九五、二三一
三千人未満以上	三八二、七三八	三九、五七八

9 参議院議員選挙の投票が休日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

投票の翌日 開票の翌日 区別の票 区別の票	平 日	休 日
千人未満	二五一、六一一 円	二五五、七七一 円
二千人未満以上	三六〇、七六三	三六七、二六三
三千人未満以上	四七九、一八七	四八八、〇二七
五千人未満以上	五八八、七三九	五九九、九一九
一万七千人未満以上	七〇七、五一九	七二一、〇三九
一万五千人未満以上	八一六、七二六	八三二、五八六
一万一千人以上未満	九五九、六一六	九七八、三三六
二万人未満以上	一、一三四、六二九	一、一五六、九八九
三万人以上	一、二七一、二三〇	一、二九五、四一〇

投票の翌日 開票の翌日 区別の票 区別の票	平 日	休 日
三万人以上	九四一、四三九	九五七、八〇七
二万人未満以上	八七〇、五七八	八八五、七一四
一万五千人未満以上	七二八、八五六	七四一、五二八
一万一千人以上未満	六一七、五〇三	六二八、二三九
一万七千人未満以上	五二六、三九六	五三五、五四八
五千人未満以上	四三五、二八九	四四二、八五七
三千人未満以上	三四四、一八二	三五〇、一六六

9 参議院議員選挙の投票が休日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

投票の翌日 開票の翌日 区別の票 区別の票	平 日	休 日
千人未満	二二二、三〇七 円	二三五、一二三 円
二千人未満以上	三三一、一五三	三三五、五五三
三千人未満以上	四三九、二四一	四四五、二二五
五千人未満以上	五三八、四七五	五四六、〇四三
一万七千人未満以上	六四六、九〇五	六五六、〇五七
一万五千人未満以上	七四五、八〇三	七五六、五三九
一万一千人以上未満	八七六、〇六六	八八八、七三八
二万人未満以上	一、〇三四、二九三	一、〇四九、四二九
三万人以上	一、一五五、三八四	一、一七一、七五二

三 万 人 未 以 満 上	二 万 五 千 人 未 以 満 上	一 万 五 千 人 未 以 満 上	一 万 人 未 以 満 上	一 万 五 千 人 未 以 満 上	三 千 人 未 以 満 上	二 千 人 未 以 満 上	千 人 未 以 満 上	開票区の選挙人の数	金額
一七六、〇六二	一二一、八九三	一一一、七四四	九八、三九〇	九五、一六七	八二、三七一	一六八、三三六	二六三、〇二五	三五七、七一四	四五二、四〇三
一、一五四、五一五	一、〇二六、六九九	八六九、二五六	七四〇、一七一	六四二、二五九	五三四、七七四				

12 前項の場合において開票を休日に行うときは、同項の開票所で政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

三 万 人 未 以 満 上	二 万 五 千 人 未 以 満 上	一 万 五 千 人 未 以 満 上	一 万 人 未 以 満 上	一 万 五 千 人 未 以 満 上	三 千 人 未 以 満 上	二 千 人 未 以 満 上	千 人 未 以 満 上	開票区の選挙人の数	金額
一六四、八四一	一一八、三〇七	一〇九、一九四	九六、〇九二	九三、〇五三	八〇、四八二	一五二、一一二	二二七、六七五	三三三、二三八	四〇八、八〇一
一、〇四八、九九二	九三五、九〇九	七九三、六九八	六七六、〇一九	五八七、四一七	四八九、二八三				

12 前項の場合において開票を休日に行うときは、同項の開票所で政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

三 万 人 未 以 満 上	二 万 五 千 人 未 以 満 上	一 万 五 千 人 未 以 満 上	一 万 人 未 以 満 上	一 万 五 千 人 未 以 満 上	三 千 人 未 以 満 上	二 千 人 未 以 満 上	千 人 未 以 満 上	開票区の選挙人の数	金額
九〇四、八〇六	七五七、五二二	六四一、七八一	五四七、〇九二	四五二、四〇三	三五七、七一四	二六三、〇二五	一六八、三三六		

三 万 人 未 以 満 上	二 万 五 千 人 未 以 満 上	一 万 五 千 人 未 以 満 上	一 万 人 未 以 満 上	一 万 五 千 人 未 以 満 上	三 千 人 未 以 満 上	二 千 人 未 以 満 上	千 人 未 以 満 上	開票区の選挙人の数	金額
八一七、六〇二	六八四、五〇四	五七九、九二七	四九四、三六四	四〇八、八〇一	三三三、二三八	二二七、六七五	一五二、一一二		

13 (略)

14 市の開票所で都道府県庁所在地に設けられたもの又は町村の開票所で都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関所在地に設けられたものについては、旅費及び通信費の不要分として、四千八十五円を減額する。

15 市の開票所が都道府県庁の所在地から、町村の開票所が都道府県の支庁、地方事務所又は認定出先機関からそれぞれ十キロメートル以上離れた地に設けられた場合には、特に要する旅費及び通信費を加算する。

16 開票所が市町村(特別区を含む。)の管理に属しない建物に設けられた場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該建物の借料を加算する。

17 (略)

(選挙会経費及び選挙分会経費)

第六条 選挙会経費及び選挙分会経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

選挙会又は選挙分会	金額
-----------	----

13 第四条第九項及び第十項の規定は第五項及び第十一項の開票所の事務に従事する者の超過勤務手当費に、同条第十二項の規定は第一項、第三項、第五項、第七項、第九項及び第十一項の開票所の燃料費に、それぞれ準用する。

14 市の開票所で都道府県庁所在地に設けられたもの又は町村の開票所で都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関所在地に設けられたものについては、旅費及び通信費の不要分として、四千十八円を減額する。

15 市の開票所が都道府県庁の所在地から、町村の開票所が都道府県の支庁、地方事務所又は認定出先機関からそれぞれ十キロメートル以上距つた地に設けられた場合においては、特に要する旅費及び通信費を加算する。

16 開票所が市町村(特別区を含む。)の管理に属しない建物に設けられた場合においては、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した借料を加算する。

17 選挙人の数が三万人以上の開票区の開票所については、第一項から第十五項までの規定によつて計算した開票所経費の基本額に三万人を超える数一万人ごとに百分の十五を乗じて得た額を加算する。

(選挙会経費及び選挙分会経費)

第六条 選挙会経費及び選挙分会経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

選挙会又は選挙分会	金額
-----------	----

衆議院小選挙区選出議員選挙会	六六五、六八三
衆議院比例代表選出議員選挙分会	一、二〇六、四六七
参議院選挙区選出議員選挙会（参議院合同選挙区選挙（公職選挙法第五条の六第二項に規定する参議院合同選挙区選挙をいう。以下同じ。）にあつては、参議院合同選挙区選出議員選挙分会）及び参議院比例代表選出議員選挙分会	二、二八〇、三六五
参議院選挙区選出議員選挙会（参議院合同選挙区選挙に係るものに限る。）	一、二一六、〇一一

2 政令で定める地域における選挙会又は選挙分会については、衆議院小選挙区選出議員選挙会にあつては四十二万八千六百三十四円、衆議院比例代表選出議員選挙分会にあつては六十万九千八百八十円、参議院選挙区選出議員選挙会（参議院合同選挙区選挙にあつては、参議院選挙区選出議員選挙分会）及び参議院比例代表選出議員選挙分会にあつては百十万八千九百六十七円、参議院選挙区選出議員選挙会（参議院合同選挙区選挙に係るものに限る。）にあつては六十七万六千七百八十円に、政令で定める割合を乗じて得た額をそれぞれ加算する。

3 選挙会又は選挙分会が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合には、燃料費として、三万七百八十円を加算する。ただし、寒冷地手当を支給する地域における選挙会又は選挙分会については、当該寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、一級地にあつては六万五千五百六十円、二級地にあつては五万四千七百七十三円、三級地にあつては五万二千六百三十四円、四級地にあつては四万二千四百七十六円をそれぞれ加算するものとする。

（選挙公報発行費）
 第七条 選挙公報発行費の基本額は、次の表に掲げる額に当該道府県の世帯数を乗じて得た額とする。

衆議院小選挙区選出議員選挙会	六六四、〇一七
衆議院比例代表選出議員選挙分会	一、二〇三、二七六
参議院選挙区選出議員選挙会（参議院合同選挙区選挙（公職選挙法第五条の六第二項に規定する参議院合同選挙区選挙をいう。以下同じ。）にあつては、参議院合同選挙区選出議員選挙分会）及び参議院比例代表選出議員選挙分会	二、二七四、六四七
参議院選挙区選出議員選挙会（参議院合同選挙区選挙に係るものに限る。）	一、二一八、四〇三

2 政令で定める地域における選挙会又は選挙分会については、衆議院小選挙区選出議員選挙会にあつては四十三万三千六百四十二円、衆議院比例代表選出議員選挙分会にあつては六十一万六千二百円、参議院選挙区選出議員選挙会（参議院合同選挙区選挙にあつては、参議院選挙区選出議員選挙分会）及び参議院比例代表選出議員選挙分会にあつては百十二万九千九百三十円、参議院選挙区選出議員選挙会（参議院合同選挙区選挙に係るものに限る。）にあつては六十八万三千九百八十円に、政令で定める割合を乗じて得た額をそれぞれ加算する。

3 選挙会又は選挙分会が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合においては、燃料費として、二万八千三十五円を加算する。ただし、寒冷地手当を支給する地域における選挙会又は選挙分会については、当該寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、一級地にあつては五万六千七十円、二級地にあつては四万九千三百四十二円、三級地にあつては四万七千九百四十円、四級地にあつては三万八千六百八十八円をそれぞれ加算するものとする。

（選挙公報発行費）
 第七条 選挙公報発行費の基本額は、次の表に掲げる額に当該道府県の世帯数を乗じて得た額とする。

都道府県の世帯数	選挙	
	衆議院小選挙区選出議員選挙又は参議院選挙区選出議員選挙	衆議院比例代表選出議員選挙又は参議院比例代表選出議員選挙
一 三十万未満	円	一七 銭
二 三十万以上 四十万未満	一 銭	一七 銭
三 四十万以上 五十万未満	一 銭	一七 銭
四 五十万以上 七十万未満	一 銭	一七 銭
五 七十万以上 百万未満	一六 銭	一六 銭
六 百万以上	三九 銭	一六 銭

2 (略)

- 都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関又は市役所が都道府県庁から、町村役場が都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関から、それぞれ十キロメートル以上離れた地にある場合には、特に要する通信費を加算する。
- 人口密度が希薄なために選挙公報の配付に特に経費を要する町村については、総務大臣が定めた額を加算する。

(候補者氏名等揭示費)

第八条 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙における投票所の候補者氏名等揭示費の基本額は、一投票区について次の表に掲げるとおりとする。

候補者数	金額
------	----

都道府県の世帯数	選挙	
	衆議院小選挙区選出議員選挙又は参議院選挙区選出議員選挙	衆議院比例代表選出議員選挙又は参議院比例代表選出議員選挙
一 三十万未満	円	一八 銭
二 三十万以上 四十万未満	一 銭	一八 銭
三 四十万以上 五十万未満	一 銭	一八 銭
四 五十万以上 七十万未満	一 銭	一七 銭
五 七十万以上 百万未満	四〇 銭	一七 銭
六 百万以上	三七 銭	一七 銭

- 前項の表のうち第一号から第五号までに属する都道府県の選挙公報発行費の基本額は、当該各号の世帯数の幅の直近上位の各号に属する都道府県における選挙公報発行費の基本額を超えることができない。

- 都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関又は市役所が都道府県庁から、町村役場が都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関から、それぞれ十キロメートル以上離れた地に在る場合においては、特に要する通信費を加算する。
- 人口密度が希薄なために選挙公報の配付に特に経費を要する町村については、総務大臣が定めた額を加算する。

(候補者氏名等揭示費)

第八条 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙における投票所の候補者氏名等揭示費の基本額は、一投票区について次の表に掲げるとおりとする。

候補者数	金額
------	----

十四人未満	四一円
二十四人以上 二十七人未満	五八
二十七人以上	八八

2 衆議院比例代表選出議員の選挙における投票所の候補者氏名等掲示費の基本額は、一投票区について次の表に掲げる額（候補者数が三百五十人以上の場合には、三百五十人を超える数五十人ごとに四十七円を加算した額）とする。

候補者数	金額
百人未満	二五円
百人以上 百五十人未満	八二
百五十人以上 二百人未満	二二九
二百人以上 二百五十人未満	二七八
二百五十人以上 三百人未満	三三三
三百人以上 三百五十人未満	三七一
三百五十人以上	四一八

3 参議院比例代表選出議員の選挙における投票所の候補者氏名等掲示費の基本額は、一投票区について次の表に掲げる額（候補者数が三百五十人以上の場合には、三百五十人を超える数五十人ごとに二十三円を加算した額）とする。

十四人未満	三九円
二十四人以上 二十七人未満	五五
二十七人以上	八三

2 衆議院比例代表選出議員の選挙における投票所の候補者氏名等掲示費の基本額は、一投票区について次の表に掲げる額（候補者数が三百五十人以上の場合には、三百五十人を超える数五十人ごとに四十四円を加算した額）とする。

候補者数	金額
百人未満	一八円
百人以上 百五十人未満	一七二
百五十人以上 二百人未満	二二六
二百人以上 二百五十人未満	二六二
二百五十人以上 三百人未満	三〇五
三百人以上 三百五十人未満	三五〇
三百五十人以上	三九四

3 参議院比例代表選出議員の選挙における投票所の候補者氏名等掲示費の基本額は、一投票区において次の表に掲げる額（候補者数が三百五十人以上の場合には、三百五十人を超える数五十人ごとに二十二円を加算した額）とする。

候補者数	金	額
百人未満	六三	円
百五十人以上 百五十人未満	九二	
二百五十人以上 二百五十人未満	一一五	
三百五十人以上 三百五十人未満	一三九	
三百五十人以上 三百五十人未満	一六二	
三百五十人以上	一八六	
三百五十人以上	二〇九	

4 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙における期日前投票所の候補者氏名等揭示費の基本額は、一の期日前投票所について一の投票区の第一項の規定による基本額に相当する額とし、参議院比例代表選出議員の選挙における期日前投票所の候補者氏名等揭示費の基本額は、一の期日前投票所について一の投票区の前項の規定による基本額に相当する額とする。

5 衆議院比例代表選出議員の選挙における期日前投票所の候補者氏名等揭示費の基本額は、一の期日前投票所について次の表に掲げる額とする。

候補者数	金	額
百人未満	五九	円
百五十人以上 百五十人未満	八七	
二百五十人以上 二百五十人未満	一〇八	
三百五十人以上 三百五十人未満	一三一	
三百五十人以上 三百五十人未満	一五三	
三百五十人以上 三百五十人未満	一七五	
三百五十人以上	一九七	

4 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙における期日前投票所の候補者氏名等揭示費の基本額は、一の期日前投票所について一の投票区の第一項の規定による基本額に相当する額（当該期日前投票所の属する市区町村の区域が二以上の衆議院小選挙区選出議員の選挙区に属する区域に分かれている場合における衆議院小選挙区選出議員の選挙については、各選挙区に属する一の投票区の前項の規定による基本額に相当する額を合算した額）とする。

5 衆議院比例代表選出議員の選挙における期日前投票所の候補者氏名等揭示費の基本額は、一の期日前投票所について次の表に掲げる額とする。

衆議院名簿届出政党等の数	金	額
十 四 未 満	四 一 円	
二十 四 七 以 上	五 八	
二十 七 以 上	八 八	

(削る)

6 | 前二項の規定は、不在者投票管理者（公職選挙法第七十五条第二項の規定に基づく政令で定めるものに限る。）の管理する投票を記載する場所の候補者氏名等掲示費の基本額に準用する。ただし、当該投票を記載する場所の属する市区町村の区域が二以上の衆議院小選挙区選出議員の選挙区に属する区域に分かれてい
る場合における衆議院小選挙区選出議員の選挙に係る当該投票を記載する場所の候補者氏名等掲示費の基本額は、各選挙区に属する一の投票区の第一項の規定による基本額に相当する額を合算した額とする。

(ポスター掲示場費)

第八条の二 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の候補者の選挙運動用ポスターの掲示場の経費の額は、一の掲示場について次の表に掲げる額（区画数（当該区画数が候補者の数に百分の百六十を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を超える場合には、当該乗じて得た数）が十三以上の掲示場については、十三を超える数四ごとに千四百四円）を加算した額）とする。ただし、その構造が特別のものであること、当該選挙に際し新設されたものでないこと等の事情がある掲示場について、総務大臣があらかじめ特別

衆議院名簿届出政党等の数	金	額
十 四 未 満	三 九 円	
二十 四 七 以 上	五 五	
二十 七 以 上	八 三	

6 |

参議院比例代表選出議員の選挙における期日前投票所の候補者氏名等掲示費の基本額は、一の期日前投票所について一の投票区の第三項の規定による基本額に相当する額とする。

7 |

前三項の規定は、不在者投票管理者（市区町村の選挙管理委員会の委員長たる不在者投票管理者）に限る。）の管理する投票を記載する場所の候補者氏名等掲示費の基本額に準用する。

(ポスター掲示場費)

第八条の二 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の候補者の選挙運動用ポスターの掲示場の経費の額は、一の掲示場について次の表に掲げる額（区画数（当該区画数が候補者の数に百分の百六十を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を超える場合には、当該乗じて得た数）が十三以上の掲示場については、十三を超える数四ごとに千三百六十五円を加算した額）とする。ただし、その構造が特別のものであること、当該選挙に際し新設されたものでないこと等の事情がある掲示場について、総務大臣があらかじめ特別

の額を定めた場合には、当該揭示場については、当該額とする。

区画数	区市町村		
	区	市	町 村
九 未 満	一五、二〇〇円	一四、〇四〇円	一二、九六〇円
九 以 上	一六、七四〇	一五、六六〇	一四、五八〇
十 三 以 上	一八、三六〇	一七、二八〇	一六、二〇〇

(演説会施設公営費)

第九条 学校等の設備を使用して演説会を開催する場合における施設の公営に要する経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

休 日	開催の時		金 額
	平 日		
	昼間(午前八時三十分から午後五時三十分までをいうものとする。)	夜間(午後五時三十分から午前八時三十分までをいうものとする。以下この条において同じ。)	
日			二六、〇九一
	八、四四八	二四、七九二	

2 演説会場が政令で定める地域にある場合において、演説会が平日の夜間又は休日に行われるときは、平日の夜間にあつては一万六千二百三十六円、休日にあつては一万七千五百三十五円に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

3 演説会を夜間に開催する場合において臨時に電球の取付けを必要とするときは、演説会場の施設の面積が百六十五平方メートル未満のものにあつては七十二円、百六十五平方メートル以上三百三十平方メートル未満のものにあつては百三十三円、三百三十平方

の額を定めた場合においては、当該揭示場については、当該額とする。

区画数	区市町村		
	区	市	町 村
九 未 満	一四、七〇〇円	一三、六五〇円	一二、六〇〇円
九 以 上	一六、二七五	一五、二二五	一四、一七五
十 三 以 上	一七、八五〇	一六、八〇〇	一五、七五〇

(演説会施設公営費)

第九条 学校等の設備を使用して演説会を開催する場合における施設の公営に要する経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

休 日	開催の時		金 額
	平 日		
	昼間(午前八時三十分から午後五時三十分までをいうものとする。)	夜間(午後五時三十分から午前八時三十分までをいうものとする。以下この条において同じ。)	
日			二五、八四九
	七、九二二	二四、五二八	

2 演説会場が政令で定める地域にある場合において、演説会が平日の夜間又は休日に行われるときは、平日の夜間にあつては一万六千五百五円、休日にあつては一万七千八百二十六円に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

3 演説会を夜間に開催する場合において臨時に電球の取付けを必要とするときは、演説会場の施設の面積が百六十五平方メートル未満のものにあつては七十円、百六十五平方メートル以上三百三十平方メートル未満のものにあつては百円、三百三十平方

メートル以上四百九十五平方メートル未満のものにあつては百五十一円、四百九十五平方メートル以上のものにあつては二百五十九円をそれぞれ加算する。

4 前項の場合において配線の必要があるときは、四百三十六円を加算する。ただし、当該演説会が開催される建物に電灯設備があり、かつ、その場所を使用する集会において臨時に電灯施設の取付けをすることを例とする場合に限るものとする。

5 拡声機の設備がある演説会場又はその場所を使用する集会において臨時に拡声機の取付けをすることを例とする演説会場において拡声機を使用して演説会を開催するときは、その拡声機の使用料として五百四十円を加算する。

6 演説会が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合には、燃料費として、四百十円を加算する。ただし、寒冷地手当を支給する地域における演説会場については、当該寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、一級地にあつては八百二十円、二級地にあつては七百二十二円、三級地にあつては七百一十円、四級地にあつては五百六十六円をそれぞれ加算するものとする。

7 (略)

(事務費)

第十三条 第四条から第九条まで及び第十一条の規定による経費を除くほか、都道府県及び市区町村の選挙管理委員会において選挙事務に要する経費（啓発宣伝の経費を含む。）の額は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、都道府県の選挙管理委員会は、選挙人の数若しくは世帯数、投票所の数若しくは開票所の数又は地域等について特別の事情がある市区町村については、総務大臣と協議して別に基本額を定めることができる。

メートル以上四百九十五平方メートル未満のものにあつては百四十七円、四百九十五平方メートル以上のものにあつては二百五十二円をそれぞれ加算する。

4 前項の場合において配線の必要があるときは、四百二十四円を加算する。ただし、当該演説会が開催される建物に電灯設備があり、かつ、その場所を使用する集会において臨時に電灯施設の取付けをすることを例とする場合に限るものとする。

5 拡声機の設備がある演説会場又はその場所を使用する集会において臨時に拡声機の取付けをすることを例とする演説会場において拡声機を使用して演説会を開催するときは、その拡声機の使用料として五百二十五円を加算する。

6 演説会が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合においては、燃料費として、三百七十四円を加算する。ただし、寒冷地手当を支給する地域における演説会場については、当該寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、一級地にあつては七百四十円、二級地にあつては六百五十八円、三級地にあつては六百四十円、四級地にあつては五百十六円をそれぞれ加算するものとする。

7 演説会場の施設について使用料の定めがある場合において、その料金が演説会開催のために必要な施設の費用を含むときは、その料金の額を基本額とする。

(事務費)

第十三条 第四条から第九条まで及び第十一条の規定による経費を除くほか、都道府県及び市区町村の選挙管理委員会において選挙事務に要する経費（啓発宣伝の経費を含む。）の額は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、都道府県の選挙管理委員会は、選挙人及び世帯数、投票所及び開票所数並びに地域等について特別の事情がある市区町村については、総務大臣と協議して別に基本額を定めることができる。

2 都道府県庁、都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関、市役所、区役所又は町村役場が政令で定める地域にある場合には、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

都道府県	支庁又は地方事務所	分	
		衆議院議員選挙	参議院議員選挙
都道府県	選挙人の数が五十万人未満のもの	一七、八〇六、三〇六	一三、六二一、七六九
	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	二一、五八〇、八六六	一六、四〇二、三六五
	選挙人の数が七十五万人以上一百万人未満のもの	二五、〇八七、二七二	一九、四二二、三六五
	選挙人の数が一百万人以上二百二十五万人未満のもの	二七、六二五、三〇〇	二〇、九四五、三三〇
	選挙人の数が二百二十五万人以上五百五十万人未満のもの	三三、八四二、五八一	二八、〇八一、五五二
	選挙人の数が五百五十万人以上一百万人未満のもの	四〇、五〇八、八四五	三三、四八九、九二八
	選挙人の数が一百万人以上二百五十万人未満のもの	四八、六七五、三三一	三七、六八〇、〇五二
	選挙人の数が二百五十万人以上三百五十万人未満のもの	五三、九八七、七七八	四一、七〇五、五九一
	選挙人の数が三百五十万人以上五百五十万人未満のもの	六〇、二〇一、三三三	四七、八二一、三三七
	選挙人の数が五百五十万人以上一百万人未満のもの	六七、二二二、二二三	五三、九三九、〇〇六
市(大都市を除く。次項、第三項及び第七項において同一)	選挙人の数が三万人未満のもの	一〇、七三六、一八五	八、〇〇三、四七〇
	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	一三、〇三〇、七九二	一〇、二六六、八〇〇
	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	一六、三六二、八四五	一三、六六六、八五三
	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	一九、七九四、九二一	一六、〇〇一、三三三
	選挙人の数が十五万人以上二十万人未満のもの	二二、一二三、九八八	一八、三二八、九六五
	選挙人の数が二十万人以上三十万人未満のもの	二五、五五五、〇三〇	二一、六六六、〇三〇
	選挙人の数が三十万人以上四十万人未満のもの	二八、八八七、〇七五	二五、〇〇〇、〇〇〇
	選挙人の数が四十万人以上五十万人未満のもの	三二、二一九、一二二	二八、三三三、三三七
	選挙人の数が五十万人以上六十万人未満のもの	三五、六一二、一六九	三一、六六六、四〇四
	選挙人の数が六十万人以上七十五万人未満のもの	三八、九四四、二一六	三五、〇〇〇、〇〇〇
町	選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	三、五五五、七三七	二、九二五、二八〇
	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	四、九〇七、五七二	四、一七五、五七五
	選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	六、二五九、三六七	五、五二七、三六二
	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	七、六一一、一六二	六、八七九、一五七
	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	八、四六三、〇五七	八、二三〇、〇五二
	選挙人の数が二万人以上三万人未満のもの	九、八一四、八五二	九、〇八一、八四七
	選挙人の数が三万人以上四万人未満のもの	一〇、七三六、六四七	一〇、四三三、六四二
	選挙人の数が四万人以上五万人未満のもの	一二、〇八八、四四二	一二、〇八八、四四二
	選挙人の数が五万人以上六万人未満のもの	一三、四四〇、二三七	一三、四四〇、二三七
	選挙人の数が六万人以上七万人未満のもの	一四、七九二、〇三二	一四、七九二、〇三二
村	選挙人の数が千人未満のもの	二、九〇〇、七六七	二、二七〇、一八七
	選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	三、五五五、七三七	二、九二五、二八〇
	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	四、二一〇、七二二	三、五八〇、二七五
	選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	四、八六五、六六七	四、二三五、二二〇
	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	五、五二〇、六一二	四、九四〇、一六五
	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	六、一七五、五五七	五、五九五、一一〇
	選挙人の数が二万人以上三万人未満のもの	六、八三〇、五〇二	六、二五〇、〇五五
	選挙人の数が三万人以上四万人未満のもの	七、四八五、四四七	六、九〇五、〇〇〇
	選挙人の数が四万人以上五万人未満のもの	八、一四〇、三九二	七、五六〇、九四五
	選挙人の数が五万人以上六万人未満のもの	八、七九五、三三七	八、二一五、九〇〇

2 都道府県庁、都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関、市役所、区役所又は町村役場が政令で定める地域にある場合には、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

都道府県	支庁又は地方事務所	分	
		衆議院議員選挙	参議院議員選挙
都道府県	選挙人の数が五十万人未満のもの	一七、八〇六、三〇六	一三、六二一、七六九
	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	二一、五八〇、八六六	一六、四〇二、三六五
	選挙人の数が七十五万人以上一百万人未満のもの	二五、〇八七、二七二	一九、四二二、三六五
	選挙人の数が一百万人以上二百二十五万人未満のもの	二七、六二五、三〇〇	二〇、九四五、三三〇
	選挙人の数が二百二十五万人以上五百五十万人未満のもの	三三、八四二、五八一	二八、〇八一、五五二
	選挙人の数が五百五十万人以上一百万人未満のもの	四〇、五〇八、八四五	三三、四八九、九二八
	選挙人の数が一百万人以上二百五十万人未満のもの	四八、六七五、三三一	三七、六八〇、〇五二
	選挙人の数が二百五十万人以上三百五十万人未満のもの	五三、九八七、七七八	四一、七〇五、五九一
	選挙人の数が三百五十万人以上五百五十万人未満のもの	六〇、二〇一、三三三	四七、八二一、三三七
	選挙人の数が五百五十万人以上一百万人未満のもの	六七、二二二、二二三	五三、九三九、〇〇六
市(大都市を除く。次項、第三項及び第七項において同一)	選挙人の数が三万人未満のもの	一〇、七三六、一八五	八、〇〇三、四七〇
	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	一三、〇三〇、七九二	一〇、二六六、八〇〇
	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	一六、三六二、八四五	一三、六六六、八五三
	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	一九、七九四、九二一	一六、〇〇一、三三三
	選挙人の数が十五万人以上二十万人未満のもの	二二、一二三、九八八	一八、三二八、九六五
	選挙人の数が二十万人以上三十万人未満のもの	二五、五五五、〇三〇	二一、六六六、〇三〇
	選挙人の数が三十万人以上四十万人未満のもの	二八、八八七、〇七五	二五、〇〇〇、〇〇〇
	選挙人の数が四十万人以上五十万人未満のもの	三二、二一九、一二二	二八、三三三、三三七
	選挙人の数が五十万人以上六十万人未満のもの	三五、六一二、一六九	三一、六六六、四〇四
	選挙人の数が六十万人以上七十五万人未満のもの	三八、九四四、二一六	三五、〇〇〇、〇〇〇
町	選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	三、五五五、七三七	二、九二五、二八〇
	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	四、九〇七、五七二	四、一七五、五七五
	選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	六、二五九、三六七	五、五二七、三六二
	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	七、六一一、一六二	六、八七九、一五七
	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	八、四六三、〇五七	八、二三〇、〇五二
	選挙人の数が二万人以上三万人未満のもの	九、八一四、八五二	九、〇八一、八四七
	選挙人の数が三万人以上四万人未満のもの	一〇、七三六、六四七	一〇、四三三、六四二
	選挙人の数が四万人以上五万人未満のもの	一二、〇八八、四四二	一二、〇八八、四四二
	選挙人の数が五万人以上六万人未満のもの	一三、四四〇、二三七	一三、四四〇、二三七
	選挙人の数が六万人以上七万人未満のもの	一四、七九二、〇三二	一四、七九二、〇三二
村	選挙人の数が千人未満のもの	二、九〇〇、七六七	二、二七〇、一八七
	選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	三、五五五、七三七	二、九二五、二八〇
	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	四、二一〇、七二二	三、五八〇、二七五
	選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	四、八六五、六六七	四、二三五、二二〇
	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	五、五二〇、六一二	四、九四〇、一六五
	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	六、一七五、五五七	五、五九五、一一〇
	選挙人の数が二万人以上三万人未満のもの	六、八三〇、五〇二	六、二五〇、〇五五
	選挙人の数が三万人以上四万人未満のもの	七、四八五、四四七	六、九〇五、〇〇〇
	選挙人の数が四万人以上五万人未満のもの	八、一四〇、三九二	七、五六〇、九四五
	選挙人の数が五万人以上六万人未満のもの	八、七九五、三三七	八、二一五、九〇〇

4 選挙が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合には、都道府県にあつては一万二千三百十二円、都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関又は市区町村にあつては六千五百十六円をそれぞれ加算する。ただし、都道府県庁、都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関、市役所、区役所又は町村役場が寒冷地手当を支給する地域にある場合には、当該寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、次の表に掲げる額を加算するものとする。

都道府県、市町村等の寒冷地手当の支給地域		都道府県	都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関又は市区町村
一級地	都道府県	二四、六二四円	一一、三二二円
二級地	都道府県	二二、六六九	一〇、八三五
三級地	都道府県	二一、〇五四	一〇、五二七
四級地	都道府県	一六、九九一	八、四九五

5 (略)

6 (略)

7 選挙人の数が十五万人以上の市及び区については、第一項から第五項までの規定によつて計算した経費の基準額に十五万人を超える数五万人ごとに百分の二十を乗じて得た額を加算する。

4 選挙が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合においては、都道府県にあつては一万二千二百十四円、都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関又は市区町村にあつては五千六百七円をそれぞれ加算する。ただし、都道府県庁、都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関、市役所、区役所又は町村役場が寒冷地手当を支給する地域にある場合においては、当該寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、次の表に掲げる額を加算するものとする。

都道府県、市町村等の寒冷地手当の支給地域		都道府県	都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関又は市区町村
一級地	都道府県	二二、四二八円	一一、二二四円
二級地	都道府県	一九、七三七	九、八六八
三級地	都道府県	一九、一七六	九、五八八
四級地	都道府県	一五、四七五	七、七三八

5 都道府県庁にあつては東京と、都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関、市役所又は特別区の区役所にあつては都道府県庁と、大都市の区役所にあつては市役所と、町村役場にあつては都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関との間の旅費及び通信費で基本額に含めるものは、距離に応じて増減することができる。

6 支庁、地方事務所及び認定出先機関のない都道府県については、前各項の規定によつて計算した経費の基準額に百分の二十を乗じて得た額を加算する。

7 選挙人の数が十五万人以上の市及び区については、第一項から第五項までの規定によつて計算した経費の基準額に十五万人を超える数五万人ごとに百分の二十を乗じて得た額を加算する。

8 市区町村の選挙管理委員会が選挙人名簿又は在外選挙人名簿の抄本を作成する場合には、その作成に要する経費として、公職選挙法第二十二條第一項若しくは第二項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日のうち国会議員の選挙等の期日の直前の日現在において選挙人名簿に登録されている選挙人の数又は国会議員の選挙の期日の公示若しくは告示の日現在において在外選挙人名簿に登録されている選挙人の数に應じ総務大臣が定める額を加算する。

9 (略)

10 (略)

11 特に交通の不便な島について、総務大臣が都道府県又は市町村の選挙管理委員会において選挙事務のため船舶を借り上げる必要があると認める場合には、当該船舶の借上料を加算する。

(不在者投票特別経費)

第十三条の二 公職選挙法第四十九條第一項の規定により不在者投票管理者(市区町村の選挙管理委員会の委員長たる不在者投票管理者を除く。次項及び第十八条において同じ。)の管理する投票

8 市区町村の選挙管理委員会が選挙人名簿又は在外選挙人名簿の抄本を作成する場合には、その作成に要する経費として、公職選挙法第二十二條第一項若しくは第二項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日のうち国会議員の選挙等の期日の直前の日現在において選挙人名簿に登録されている選挙人の数又は当該選挙の期日の公示若しくは告示の日現在において在外選挙人名簿に登録されている選挙人の数に應じ総務大臣が定める額を加算する。

9 市区町村の選挙管理委員会が投票所入場券を郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二條第六項に規定する一般信書事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書事業者による同条第二項に規定する信書便(以下この項において「信書便」という。)により送付する場合又は市区町村の選挙管理委員会の委員長が公職選挙法第四十九條の規定による不在者投票若しくは同法第四十九條の二第一項第二号の規定による在外投票に関する書類を郵便若しくは信書便により送付する場合には、特に要する送付経費(同法第四十九條第二項の規定により行われる送付に要する経費を含む。)として総務大臣が定める額を加算する。

10 市区町村の選挙管理委員会が公職選挙法第四十九條第七項又は第八項の規定による事務を行う場合には、当該事務に要する経費として総務大臣が定める額を加算する。

11 特に交通の不便な島について、総務大臣が都道府県又は市町村の選挙管理委員会において選挙事務のため船舶を借り上げる必要があると認める場合には、当該船舶の借上料を加算する。

(不在者投票特別経費)

第十三条の二 公職選挙法第四十九條第一項の規定により不在者投票管理者(市区町村の選挙管理委員会の委員長たる不在者投票管理者を除く。次項及び第十八条において同じ。)の管理する投票

を記載する場所において行われる不在者投票に要する経費の額は、不在者投票をした選挙人一人について七百五十三円とする。
(略)

3 (略)

4 (略)

(在外選挙特別経費)
第十三条の三 在外選挙に要する経費の額は、在外選挙人名簿の登録の申請を行った者一人について千五百十四円(本籍地の市区町村の選挙管理委員会に当該申請を行った者については、四百二十八円)とする。

(最高裁判所裁判官国民審査の経費)
第十五条 最高裁判所裁判官国民審査(以下「国民審査」という。)に要する経費の額は、国民審査の審査分会の経費の額については、参議院選挙区選出議員の選挙会経費(公職選挙法第五条の六第一項に規定する合同選挙区都道府県にあつては、選挙分会経費)及び参議院比例代表選出議員の選挙分会経費の額の三分の一の額とし、審査公報発行費の額については、参議院選挙区選出議員の選挙公報発行費の額に準ずる額とし、裁判官氏名等揭示費の額については、国民審査に付される裁判官の数が一人の場合には、一投票区につき千五百七十四円とし、その数が一人を超える場合

を記載する場所において行われる不在者投票に要する経費の額は、不在者投票をした選挙人一人について七百二十七円とする。
2 前項の規定による経費を除くほか、同項の不在者投票について、不在者投票管理者が市区町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせるために要する経費の額は、一日につき一万七百元とする。

3 公職選挙法第四十九条第四項の規定により不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において行われる不在者投票に要する経費の額は、総務大臣が定める額とする。

4 公職選挙法第四十九条第七項又は第八項の規定により不在者投票管理者の管理する場所(同項第二号に定める場所を含む。)において行われる不在者投票に要する経費の額は、これらの規定により市区町村の選挙管理委員会の委員長に投票をファクシミリ装置を用いて送信するために要する通信料とする。

(在外選挙特別経費)
第十三条の三 在外選挙に要する経費の額は、在外選挙人名簿の登録の申請を行った者一人について千四百六十四円(本籍地の市区町村の選挙管理委員会に当該申請を行った者については、四百十四円)とする。

(最高裁判所裁判官国民審査の経費)
第十五条 最高裁判所裁判官国民審査(以下「国民審査」という。)に要する経費の額は、国民審査の審査分会の経費の額については、参議院選挙区選出議員の選挙会経費(参議院合同選挙区選挙)にあつては、選挙分会経費)及び参議院比例代表選出議員の選挙分会経費の額の三分の一の額とし、審査公報発行費の額については、参議院選挙区選出議員の選挙公報発行費の額に準ずる額とし、裁判官氏名等揭示費の額については、国民審査に付される裁判官の数が一人の場合には、一投票区につき千四百八十四円とし、その数が一人を超える場合

2 には、一人を増すごとに百六十九円を加算した額とする。
(略)

(再選挙等の経費)
第十七条 (略)

2 参議院選挙区選出議員の再選挙若しくは補欠選挙又は参議院比例代表選出議員の再選挙若しくは補欠選挙をそれぞれ単独に行う場合において、前項の規定によりこれらの選挙の執行に要する経費の額を算出するときは、同条第一項の表中「二、二八〇、三六五」とあるのは「一、二七八、二一七」と、同条第二項中「百十万八千九百六十七円」とあるのは「六十七万六千七百八十八円」とする。

(事務の区分)

第二十一条 第四条第十五項、第四条の二第三項から第五項まで、第五条第十六項及び第十三条第一項ただし書の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2 においては、一人を増すごとに百五十九円を加算した額とする。
2 前項に規定する種目以外の国民審査に要する経費は、衆議院議員の総選挙の経費中に含めるものとする。

(再選挙等の経費)

第十七条 国会議員の再選挙及び補欠選挙並びに国民審査の再審査の執行に要する経費の額は、第四条から第九条まで、第十一条及び第十三条の三から第十五条までの規定によつて算出した経費の額と第十三条(第九項を除く。)の規定によつて算出した経費の額の三分の二に相当する額以内の額との合計額に同条第九項並びに第十三条の二第一項及び第二項の規定によつて算出した経費の額を加算した額とする。

2 参議院選挙区選出議員の再選挙若しくは補欠選挙又は参議院比例代表選出議員の再選挙若しくは補欠選挙をそれぞれ単独に行う場合において、前項の規定によりこれらの選挙の執行に要する経費の額を算出する場合には、同条第一項の表中「二、二七四、六四七」とあるのは「一、二七五、六七六」と、同条第二項中「百十二万九千九百三十円」とあるのは「六十八万三千九百八十円」とする。

(事務の区分)

第二十一条 第四条第十五項、第四条の二第三項、第五条第十六項及び第十三条第一項ただし書の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

【第二条関係】

○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（経費の基準の算定）
 第三条 国会議員の選挙等の執行経費の基準は、次に掲げる経費の
 種目について定める。

- 一 投票所経費
- 二 共通投票所経費
- 三 二十一（略）

（経費の基準の算定）
 第三条 国会議員の選挙等の執行経費の基準は、次に掲げる経費の
 種目について定める。

- 一 投票所経費
- 二 期日前投票所経費
- 三 開票所経費
- 四 選挙会経費及び選挙分会経費
- 五 選挙公報発行費
- 六 候補者氏名等揭示費
- 七 ポスター揭示場費
- 八 演説会施設公営費
- 九 新聞広告公営費
- 十 政見放送公営費及び経歴放送公営費
- 十一 選挙運動用自動車使用公営費
- 十二 通常葉書作成公営費
- 十三 ビラ作成公営費
- 十四 選挙事務所の立札及び看板の類作成公営費
- 十五 選挙運動用自動車又は船舶の立札及び看板の類作成公営費
- 十六 ポスター作成公営費
- 十七 個人演説会場の立札及び看板の類作成公営費
- 十八 事務費
- 十九 不在者投票特別経費
- 二十 在外選挙特別経費

(共通投票所経費)

第四条の二 共通投票所経費の基本額は、三万四千円とする。

2 共通投票所については、当該共通投票所を設けた市区町村の選挙管理委員会の職員につき定められている執務時間外において投票を行わせる場合には、当該共通投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費として総務大臣が定める額を加算する。

3 共通投票所が市町村(特別区を含む。)の管理に属しない建物に設けられた場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該建物の借料を加算する。

4 市区町村の選挙管理委員会が共通投票所の事務を行うための設備(次項に規定する電子情報処理組織を除く。以下この項において同じ。)を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該設備の借料並びに当該設備の整備及び管理に係る委託費を加算する。

5 市区町村の選挙管理委員会が、選挙人名簿若しくはその抄本(当該選挙人名簿が公職選挙法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該選挙人名簿に記載されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。次条第六項において同じ。)又は在外選挙人名簿若しくはその抄本(当該在外選挙人名簿が同法第三十条の二第四項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該在外選挙人名簿に記載されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。次条第六項において同じ。)の対照に使用するために、当該市区町村の選挙管理委員会、投票所の投票管理者及び共通投票所の投票管理者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該電子情報処理組織の整備及び運用に係る委託費を加算する。

6 市区町村の選挙管理委員会が選挙人に対する共通投票所までの交通手段の提供について費用を要した場合には、当該費用と

(新設)

して総務大臣が定める額を加算する。

(期日前投票所経費)

第四条の三 (略)

2| 期日前投票所で、公職選挙法第四十八条の二第六項において準用する同法第四十条第一項ただし書の規定により期日前投票所を開く時刻を繰り上げたもの又は閉じる時刻を繰り下げたものについては、投票を行わせる日ごとに当該期日前投票所を開いている時間が十一時間三十分を超える時間一時間につき、二千六百十七円を加算する。

3| (略)

4| (略)

5| (略)

6| 市区町村の選挙管理委員会が、選挙人名簿若しくはその抄本

又は在外選挙人名簿若しくはその抄本

の対照に使用

(期日前投票所経費)

第四条の二 期日前投票所経費の基本額は、当該期日前投票所において投票を行わせる日の数に三万百円を乗じて得た額とする。
(新設)

2| 期日前投票所については、当該期日前投票所を設けた市区町村の選挙管理委員会の職員につき定められている執務時間外において投票を行わせる場合には、当該期日前投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費として総務大臣が定める額を加算する。

3| 期日前投票所が市町村(特別区を含む。)の管理に属しない建物に設けられた場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該建物の借料を加算する。

4| 市区町村の選挙管理委員会が期日前投票所の事務を行うための設備(次項に規定する電子情報処理組織を除く。以下この項において同じ。)を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該設備の借料並びに当該設備の整備及び管理に係る委託費を加算する。

5| 市区町村の選挙管理委員会が、選挙人名簿若しくはその抄本(当該選挙人名簿が公職選挙法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該選挙人名簿に記載されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類)又は在外選挙人名簿若しくはその抄本(当該在外選挙人名簿が同法第三十条の二第四項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該在外選挙人名簿に記載されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類)の対照に使用

するために、当該市区町村の選挙管理委員会及び期日前投票所の投票管理者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該電子情報処理組織の整備及び運用に係る委託費を加算する。

7| (略)

第八条 (候補者氏名等揭示費)

2 (略)

3 (略)

4| 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙における共通投票所の候補者氏名等揭示費の基本額は、一の共通投票所について一の投票区の第一項の規定による基本額に相当する額とし、衆議院比例代表選出議員の選挙における共通投票所の候補者氏名等揭示費の基本額は、一の共通投票所について一の投票区の第二項の規定による基本額に相当する額とし、参議院比例代表選出議員の選挙における共通投票所の候補者氏名等揭示費の基本

するために、当該市区町村の選挙管理委員会及び期日前投票所の投票管理者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該電子情報処理組織の整備及び運用に係る委託費を加算する。

6| 市区町村の選挙管理委員会が選挙人に対する期日前投票所までの交通手段の提供について費用を要した場合には、当該費用として総務大臣が定める額を加算する。

(候補者氏名等揭示費)

第八条 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙における投票所の候補者氏名等揭示費の基本額は、一投票区について次の表に掲げるとおりとする。

(表略)

2 衆議院比例代表選出議員の選挙における投票所の候補者氏名等揭示費の基本額は、一投票区について次の表に掲げる額(候補者数が三百五十人以上の場合には、三百五十人を超える数五十人ごとに四十七円を加算した額)とする。

(表略)

3 参議院比例代表選出議員の選挙における投票所の候補者氏名等揭示費の基本額は、一投票区について次の表に掲げる額(候補者数が三百五十人以上の場合には、三百五十人を超える数五十人ごとに二十三円を加算した額)とする。

(表略)

(新設)

額は、一の共通投票所について一の投票区の前項の規定による基本額に相当する額とする。

5| 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙における期日前投票所の候補者氏名等揭示費の基本額は、一の期日前投票所について一の投票区の第一項の規定による基本額に相当する額とし、参議院比例代表選出議員の選挙における期日前投票所の候補者氏名等揭示費の基本額は、一の期日前投票所について一の投票区の第三項の規定による基本額に相当する額とする。

6| 衆議院比例代表選出議員の選挙における期日前投票所の候補者氏名等揭示費の基本額は、一の期日前投票所について次の表に掲げる額とする。

(表略)

7| 前二項の規定は、不在者投票管理者(公職選挙法第七十五条第二項の規定に基づく政令で定めるものに限る。)の管理する投票を記載する場所の候補者氏名等揭示費の基本額に準用する。ただし、当該投票を記載する場所の属する市区町村の区域が二以上の衆議院小選挙区選出議員の選挙区に属する区域に分かれている場合における衆議院小選挙区選出議員の選挙に係る当該投票を記載する場所の候補者氏名等揭示費の基本額は、各選挙区に属する一の投票区の第一項の規定による基本額に相当する額を合算した額とする。

(選挙長等の費用弁償額)

第十四条 選挙長(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙にあつては選挙分会長、参議院合同選挙区選挙にあつては選挙長及び選挙分会長。以下この条において同じ。)、投票管理者、開票管理者、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人が職務のために要する費用の額は、次に掲げるとおりとする。

一 選挙長

一万六百元

二 投票所の投票管理者

一日につき

4| 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にお

ける期日前投票所の候補者氏名等揭示費の基本額は、一の期日前投票所について一の投票区の第一項の規定による基本額に相当する額とし、参議院比例代表選出議員の選挙における期日前投票所の候補者氏名等揭示費の基本額は、一の期日前投票所について一の投票区の前項の規定による基本額に相当する額とする。

5| 衆議院比例代表選出議員の選挙における期日前投票所の候補者氏名等揭示費の基本額は、一の期日前投票所について次の表に掲げる額とする。

(表略)

6| 前二項の規定は、不在者投票管理者(公職選挙法第七十五条第二項の規定に基づく政令で定めるものに限る。)の管理する投票を記載する場所の候補者氏名等揭示費の基本額に準用する。ただし、当該投票を記載する場所の属する市区町村の区域が二以上の衆議院小選挙区選出議員の選挙区に属する区域に分かれている場合における衆議院小選挙区選出議員の選挙に係る当該投票を記載する場所の候補者氏名等揭示費の基本額は、各選挙区に属する一の投票区の第一項の規定による基本額に相当する額を合算した額とする。

(選挙長等の費用弁償額)

第十四条 選挙長(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙にあつては選挙分会長、参議院合同選挙区選挙にあつては選挙長及び選挙分会長。以下この条において同じ。)、投票管理者、開票管理者、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人が職務のために要する費用の額は、次に掲げるとおりとする。

一 選挙長

一万六百元

二 投票所の投票管理者

一日につき

三	共通投票所の投票管理者 一万二千六百円	一日につき
四	期日前投票所の投票管理者 一万千円	一日につき
五	開票管理者 一万六百元	一日につき
六	投票所の投票立会人 一万七百元	一日につき
七	共通投票所の投票立会人 一万七百元	一日につき
八	期日前投票所の投票立会人 九千五百円	一日につき
九	開票立会人 八千八百円	一日につき
十	選挙立会人 八千八百円	一日につき
2・3	(略)	

(事務の区分)

第二十一条 第四条第十五項、第四条の二第三項から第五項まで、第四条の三四項から第六項まで、第五条第十六項及び第十三条第一項ただし書の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(新設)	一万二千六百円	
三	期日前投票所の投票管理者 一万千円	一日につき
四	開票管理者 一万六百元	一日につき
五	投票所の投票立会人 一万七百元	一日につき
(新設)		
六	期日前投票所の投票立会人 九千五百円	一日につき
七	開票立会人 八千八百円	一日につき
八	選挙立会人 八千八百円	一日につき
2・3	(略)	

(事務の区分)

第二十一条 第四条第十五項、第四条の二第三項から第五項まで、第四条の三四項から第六項まで、第五条第十六項及び第十三条第一項ただし書の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

改 正 案

現 行

第四章 選挙人名簿

第四章 選挙人名簿

（選挙人名簿の記載事項等）

（選挙人名簿の記載事項等）

第二十条 選挙人名簿には、選挙人の氏名、住所（次条第二項に規定する者にあつては、その者が当該市町村の区域内から住所を移す直前に住民票に記載されていた住所。第二十三条第一項において同じ。）、性別及び生年月日等の記載（前条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿にあつては、記録）をしなければならない。

第二十条 選挙人名簿には、選挙人の氏名、住所、性別及び生年月日等の記載（前条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿にあつては、記録）をしなければならない。

2 （略）

3 （略）

2 選挙人名簿は、市町村の区域を分けて数投票区を設けた場合には、その投票区ごとに編製しなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、選挙人名簿の様式その他必要な事項は、政令で定める。

（被登録資格等）
第二十一条 （略）

（被登録資格等）
第二十一条 選挙人名簿の登録は、当該市町村の区域内に住所を有する年齢満十八年以上の日本国民（第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第二十八条の規定により選挙権を有しない者を除く。次項において同じ。）で、その者に

係る登録市町村等（当該市町村及び消滅市町村（その区域の全部又は一部が廃置分合により当該市町村の区域の全部又は一部となつた市町村で

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 (略)

(縦覧)
第二十三条 (略)

あつて、当該廃置分合により消滅した市町村をいう。第三項において同じ。)をいう。以下この項及び次項において同じ。)の住民票が作成された日(他の市町村から登録市町村等の区域内に住所を移した者で住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第二十二条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日。次項において同じ。)から引き続き三箇月以上登録市町村等の住民基本台帳に記録されている者について行う。

2 選挙人名簿の登録は、前項の規定によるほか、当該市町村の区域内から住所を移した年齢満十八年以上の日本国民のうち、その者に係る登録市町村等の住民票が作成された日から引き続き三箇月以上登録市町村等の住民基本台帳に記録されていた者であつて、登録市町村等の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過しないものについて行う。

3 第一項の消滅市町村には、その区域の全部又は一部が廃置分合により当該消滅市町村の区域の全部又は一部となつた市町村であつて、当該廃置分合により消滅した市町村(この項の規定により当該消滅した市町村を含むものとされた市町村を含む。)を含むものとする。

4 第一項及び第二項の住民基本台帳に記録されている期間は、市町村の廃置分合又は境界変更のため中断されることがない。

5 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を調査し、その者を選挙人名簿に登録するための整理をしておかなければならない。

(縦覧)

第二十三条 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の規定による登録については登録月の三日から七日までの間(同項ただし書に規定する場合には、政令で定める期間)、同条第二項の規定による登録については当

2 (略)

第六章 投票

(投票所)

第三十九条 (略)

(投票所の告示)

第四十一条 (略)

2 (略)

(共通投票所)

該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）が定める期間、市役所、町村役場又は当該市町村の選挙管理委員会が指定した場所において、同条の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供さなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、縦覧開始の日前三日までに縦覧の場所を告示しなければならない。

第六章 投票

(投票所)

第三十九条 投票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

(投票所の告示)

第四十一条 市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日から少くとも五日前に、投票所を告示しなければならない。

2 天災その他避けることのできない事故に因り前項の規定により告示した投票所を変更したときは、選挙の当日を除く外、市町村の選挙管理委員会は、前項の規定にかかわらず、直ちにその旨を告示しなければならない。

第四十一条の二 市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため

必要があると認める場合（当該市町村の区域を分けて数投票区を設けた場合に限り。）には、投票所のほか、その指定した場所に、当該市町村の区域内（衆議院小選挙区選出議員の選挙若しくは都道府県の議会の議員の選挙において当該市町村が二以上の選挙区に分かれているとき、又は第十五条第六項の規定による選挙区があるときは、当該市町村の区域内における当該選挙区の区域内）のいずれの投票区に属する選挙人も投票をすることができる共通投票所を設けることができる。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により共通投票所を設ける場合には、投票所において投票をした選挙人が共通投票所において投票をすること及び共通投票所において投票をした選挙人が投票所又は他の共通投票所において投票をすることを防止するために必要な措置を講じなければならぬ。

3 天災その他避けることのできない事故により、共通投票所において投票を行わせることができないときは、市町村の選挙管理委員会は、当該共通投票所を開かず、又は閉じるものとする。

4 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により共通投票所を開かず、又は閉じる場合には、直ちにその旨を告示しなければならない。

5 第一項の規定により共通投票所を設ける場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十七条第二項及び第六項	選挙権	選挙権（共通投票所の投票管理者にあつては、選挙権）
---------------	-----	---------------------------

（新設）

第三十八条第一項	登録された者	登録された者（共通投票所にあつては、選挙権を有する者）
第三十八条第二項	投票所	投票所又は共通投票所
第三十八条第四項	登録された者	登録された者（共通投票所にあつては、選挙権を有する者）
次条第一項ただし書、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十六条第一項から第三項まで、第四十六条の二第一項及び第四十八条第二項	投票区	投票所又は一の共通投票所
第五十一条	投票所	投票所又は共通投票所の二第六項において準用する場合を含む。）
第六十条	投票所外	投票所外又は共通投票所

	第五十一条ただし書及び第五十三条第一項	投票所	投票所又は共通投票所
	第六十六条第二項	各投票所	各投票所、共通投票所
	第三百三十二条及び第六十五条の二	投票所	投票所又は共通投票所
	第七百七十五条第一項	投票所内	投票所内及び共通投票所内
項	第二百一条の十二第二項	投票所	投票所又は共通投票所

6 前二条及び第五十八条から第六十条までの規定は、共通投票所について準用する。この場合において、第四十条第一項ただし書中「選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さない」と認められる特別の事情のある場合に限り「とあるのは「必要があると認めるときは」と、「若しくは」とあるのは「若しくは当該時刻を」と、「時刻を四時間以内の範囲内において」とあるのは「時刻を」と読み替えるものとする。

7 第一項の規定により共通投票所を設ける場合において、第五十六条又は第五十七条第一項の規定により投票の期日を定めたときにおける次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に

掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第一項</p>	<p>場所に、</p>	<p>前項</p>
<p>場所に、選挙の期日においては当該選挙の期日に投票を行う</p>	<p>の</p> <p>。以下この項において同じ。）、第五十六条又は第五十七条第一項の規定により定めた投票の期日においては当該投票の期日に投票を行う当該市町村の区域内の</p>	<p>「時刻を」と、前条第二項中「天災その他避けることのできない事故に因り前項」とあるのは「第五十六条又は第五十七条第一項の規定により投票の期日を選定した場合において、前項の規定、次条第六項において準用する第四十一条第二項の規定</p>

8 前各項に定めるもののほか、共通投票所に関し必要な事項は、政令で定める。

又はこの項」と、「変更したときは、選挙の当日を除く外」とあるのは「設置する場所若しくは期日を変更し、又は当該共通投票所を設けないこととしたときは」

(期日前投票)
第四十八条の二 (略)

(期日前投票)

- 第四十八条の二 選挙の当日に次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる選挙人の投票については、第四十四条第一項の規定にかかわらず、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間、期日前投票所において、行わせることができる。
- 一 職務若しくは業務又は総務省令で定める用務に従事すること。
 - 二 用務(前号の総務省令で定めるものを除く。)又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在をすること。
 - 三 疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥にあるため歩行が困難であること又は刑事施設、労役場、監置場、少年院若しくは婦人補導院に収容されていること。
 - 四 交通至難の島その他の地で総務省令で定める地域に居住していること又は当該地域に滞在をすること。
 - 五 その属する投票区のある市町村の区域外の住所に居住していること

第三十七條第二項及び第六項	第三十八條第一項		当該選挙の選挙権	選挙権	<p>市町村の選挙管理委員会は、二以上の期日前投票所を設ける場合には、一の期日前投票所において投票をした選挙人が他の期日前投票所において投票をすることを防止するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 天災その他避けることのできない事故により、期日前投票所において投票を行わせることができないときは、市町村の選挙管理委員会は、期日前投票所を開かず、又は閉じるものとする。</p> <p>4 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により期日前投票所を開かず、又は閉じる場合には、直ちにその旨を告示しなければならぬ。市町村の選挙管理委員会が当該期日前投票所を開く場合も、同様とする。</p> <p>5 第一項の規定により期日前投票所において投票を行わせる場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第三十七條第七項及び第五十七條の規定は、適用しない。</p>
	各投票区における選挙人名簿に登録された者	二人以上五人以下			
前二日以下	二人	二人	の公示又は告示の日		

第三十七條第二項及び第六項	第三十八條第一項		当該選挙の選挙権	選挙権	<p>2 前項の場合においては、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとし、第三十七條第七項及び第五十七條の規定は、適用しない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
	各投票区における選挙人名簿に登録された者	二人以上五人以下			
前二日以下	二人	二人	の公示又は告示の日		

		第三十八条第二項	投票所	その投票区における選挙人名簿に登録された者	選挙権を有する者	期日前投票所
	第三十八条第四項	投票区において、二人以上	投票所	投票区において、二人以上	期日前投票所において、二人	期日前投票所
	第四十二条第一項ただし書	選挙の当日投票所	投票所	選挙の当日投票所	第四十八条の二第一項の規定による投票の日、期日前投票所	期日前投票所
	第四十五条第一項	選挙の当日、投票所	投票所	選挙の当日、投票所	第四十八条の二第一項の規定による投票の日、期日前投票所	期日前投票所
	第四十六条第一項から第三項まで及び前条第二項	投票所	投票所	投票所	期日前投票所	期日前投票所
	第五十一条	第六十条	投票所	第六十条	第四十八条の二第六項において準用する第六十条	期日前投票所

		第三十八条第二項	投票所	その投票区における選挙人名簿に登録された者	選挙権を有する者	期日前投票所
	第三十八条第四項	投票区において、二人以上	投票所	投票区において、二人以上	期日前投票所において、二人	期日前投票所
	第四十二条第一項	選挙の当日投票所	投票所	選挙の当日投票所	第四十八条の二第一項の規定による投票の日、期日前投票所	期日前投票所
	第四十五条第一項	選挙の当日、投票所	投票所	選挙の当日、投票所	第四十八条の二第一項の規定による投票の日、期日前投票所	期日前投票所
	第四十六条第一項から第三項まで及び前条第二項	投票所	投票所	投票所	期日前投票所	期日前投票所
	第五十一条	第六十条	投票所	第六十条	第四十八条の二第三項において準用する第六十条	期日前投票所

第五十五条	第五十三条第二項	できない	投票管理者が同時に当該選挙の開票管理者である場合を除くほか、投票管理者は、一人又は数人の投票立会人と	投票所	閉鎖しなければ	最後	当該投票の日の最後
			投票管理者は、期日前投票所において、当該期日前投票所を設ける期間の末日に	期日前投票所	閉鎖しなければならぬ。ただし、翌日において引き続き当該投票箱に投票用紙を入れさせる場合においては、その日の期日前投票所を開くべき時刻になつたときは、投票管理者は、当該投票箱を開かなければ	期日前投票所	閉鎖しなければならぬ。ただし、翌日において引き続き当該投票箱に投票用紙を入れさせる場合においては、その日の期日前投票所を開くべき時刻になつたときは、投票管理者は、当該投票箱を開かなければ

第五十五条	第五十三条第二項	できない	投票管理者が同時に当該選挙の開票管理者である場合を除くほか、投票管理者は、一人又は数人の投票立会人と	投票所	閉鎖しなければ	最後	当該投票の日の最後
			投票管理者は、期日前投票所において、当該期日前投票所を設ける期間の末日に	期日前投票所	閉鎖しなければならぬ。ただし、翌日において引き続き当該投票箱に投票用紙を入れさせる場合においては、その日の期日前投票所を開くべき時刻になつたときは、投票管理者は、当該投票箱を開かなければ	期日前投票所	閉鎖しなければならぬ。ただし、翌日において引き続き当該投票箱に投票用紙を入れさせる場合においては、その日の期日前投票所を開くべき時刻になつたときは、投票管理者は、当該投票箱を開かなければ

	ともに、選挙の当日 を開票管理者	(以下この条において「投票箱等」という。)を市町村の選挙管理委員会に送致し、当該投票箱等の送致を受けた市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日に、当該投票箱等を開票管理者
第三十九条	市役所	選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間(二以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、一の期日前投票所を除き、市町村の選挙管理委員会の指定した期間)、市

6| 第三十九条から第四十一条まで及び第五十八条から第六十条までの規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

	ともに、選挙の当日 を開票管理者	(以下この条において「投票箱等」という。)を市町村の選挙管理委員会に送致し、当該投票箱等の送致を受けた市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日に、当該投票箱等を開票管理者
第三十九条	市役所	選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間(二以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、一の期日前投票所を除き、市町村の選挙管理委員会の指定した期間)、市

3| 第三十九条から第四十一条まで及び第五十八条から第六十条までの規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第四十条第一項</p>	<p>午前七時</p>	<p>午前八時三十分</p>	<p>役所</p>
<p>書 第四十条第一項ただし</p>	<p>選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないこと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を二時</p>	<p>次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める措置をとることができる。 一 当該市町村の選挙管理委員会が設ける期日前投票所の数が一である場合 期日</p>	<p>役所</p>
<p>第四十条第一項</p>	<p>午前七時</p>	<p>午前八時三十分</p>	<p>役所</p>
<p></p>	<p>選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないこと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を四時間以内の範囲内において</p>	<p>二以上の期日前投票所を設ける場合にあっては、一の期日前投票所を除き、期日前投票所を開く時刻を繰り下げ、又は期日前投票所の閉じる時刻を</p>	<p>役所</p>

間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を四時間以内の範囲内において繰り上げることができる。

前投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ、又は期日前投票所を閉じる時刻を二時間以内の範囲内において繰り下げること。

二 当該市町村の選挙管理委員会が設ける期日前投票所の数が二以上である場合（午前八時三十分から午後八時までの間において、いずれか以上の期日前投票所が開いている場合に限る。） 期日前投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは当該時刻を繰り下げ、又は期日前投票所を閉じる時刻を繰り上げ若しくは当該時刻を二時間以内

第四十一条第二項	投票所	選挙の当日を除く外、 市町村	第四十一条第二項	から少くとも五日前に 投票所	の公示又は告示の日に 、期日前投票所の場所 (二以上の期日前投票 所を設ける場合にあつ ては、期日前投票所の 場所及び当該期日前投 票所を設ける期間)	第四十条第二項	の範囲内において繰 り下げること。
						通知し、かつ、市町村 の議会の議員又は長の 選挙以外の選挙にあつ ては、直ちにその旨を 都道府県の選挙管理委 員会に届け出なければ	

7|
(略)

第四十一条第二項	投票所	選挙の当日を除く外、 市町村	第四十一条第二項	から少くとも五日前に 投票所	の公示又は告示の日に 、期日前投票所の場所 (二以上の期日前投票 所を設ける場合にあつ ては、期日前投票所の 場所及び当該期日前投 票所を設ける期間)	第四十条第二項	の範囲内において繰 り下げること。
						通知し、かつ、市町村 の議会の議員又は長の 選挙以外の選挙にあつ ては、直ちにその旨を 都道府県の選挙管理委 員会に届け出なければ	

4| 第一項の場合において、投票録の作成の方法その他必要な事項は、政
令で定める。

(在外投票等)
第四十九条の二 (略)

2 | 在外選挙人名簿に登録されている選挙人で、衆議院議員又は参議院議

(在外投票等)

第四十九条の二 在外選挙人名簿に登録されている選挙人(当該選挙人のうち選挙人名簿に登録されているもので政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。)で、衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものの投票については、第四十八条の二第一項及び前条第一項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四十四条、第四十五条第一項、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び次条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの方法により行わせることができる。

一 衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙にあつてはイに掲げる期間、衆議院議員又は参議院議員の再選挙又は補欠選挙にあつてはロに掲げる日に、自ら在外公館の長(各選挙ごとに総務大臣が外務大臣と協議して指定する在外公館の長を除く。以下この号において同じ。)の管理する投票を記載する場所に行き、在外選挙人証及び旅券その他の政令で定める文書を提示して、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて在外公館の長に提出する方法

イ 当該選挙の期日の公示の日の翌日から選挙の期日前六日(投票の送致に日数を要する地の在外公館であることその他特別の事情があると認められる場合には、あらかじめ総務大臣が外務大臣と協議して指定する日)までの間(あらかじめ総務大臣が外務大臣と協議して指定する日を除く。)

ロ 当該選挙の期日の告示の日の翌日から選挙の期日前六日までの間で、あらかじめ総務大臣が外務大臣と協議して指定する日

二 当該選挙人の現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵便等により送付する方法

2 | 在外選挙人名簿に登録されている選挙人で、衆議院議員又は参議院議

員の選挙において投票をしようとするものの国内における投票に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十二条第一項ただし書	選挙人名簿	在外選挙人名簿
投票所	投票所	指定在外選挙投票区の投票所
第四十四条第一項	投票所	指定在外選挙投票区の投票所
第四十四条第二項	選挙人名簿	在外選挙人証を提示して、在外選挙人名簿
第十九条第三項	当該選挙人名簿	当該在外選挙人名簿
第三十条の二第四項	書類。次項、第五十五条及び第五十六条において同じ。	書類
第四十五条第一項、第四十六条第一項から第三項まで及び第四十八	投票所	指定在外選挙投票区の投票所

員の選挙において投票をしようとするものの国内における投票については、第四十二条第一項ただし書中「選挙人名簿」とあるのは「在外選挙人名簿」と、「投票所」とあるのは「指定在外選挙投票区の投票所」と、第四十四条第一項中「投票所」とあるのは「指定在外選挙投票区の投票所」と、同条第二項中「選挙人名簿」とあるのは「在外選挙人証を提示して、在外選挙人名簿」と、「当該選挙人名簿」とあるのは「当該在外選挙人名簿」と、「第十九条第三項」とあるのは「第三十条の二第四項」と、「書類。次項、第五十五条及び第五十六条において同じ。」とあるのは「書類」と、第四十八条の二第一項中「期日前投票所」とあるのは「市町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所」と、「投票区」とあるのは「指定在外選挙投票区」と、同条第二項の表第四十二項の第一項中「第四十二条第一項」とあるのは「第四十九条の二第二項の規定により読み替えて適用される第四十二条第一項」と、「選挙の当日投票所」とあるのは「選挙の当日指定在外選挙投票区の投票所」と、「期日前投票所」とあるのは「市町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所」とする。

条第二項

3 在外選挙人名簿に登録されている選挙人で、衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものの国内における投票については、選挙人が登録されている在外選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会が第四十一条の二第一項の規定により共通投票所を設ける場合には、当該市町村の選挙管理委員会が指定した共通投票所において、行わせることができる。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、前項の規定は、適用しない。

<p>第四十一条の二第二項 前項の規定により共通投票所を設ける</p>	<p>第四十九条の二第三項 の規定により共通投票所を指定した</p>
<p>投票所</p>	<p>指定在外選挙投票区の投票所</p>
<p>が共通投票所</p>	<p>が同項の規定により市町村の選挙管理委員会 が指定した共通投票所 (以下「指定共通投票 所」という。)</p>
<p>及び共通投票所</p>	<p>及び指定共通投票所</p>

(新設)

第四十四条第二項			第四十二条第一項ただし書	選挙人名簿	在外選挙人名簿	第十八条第二項の項	投票所又は共通投票所	指定在外選挙投票区の投票所又は指定共通投票所	、第四十五条第一項、第四十六条第一項から第三項まで、第四十六条の二第一項及び第四十八条第二項の項	投票所又は共通投票所及び	指定在外選挙投票区及び	第四十一条の二第五項の表次条第一項ただし書、第四十四条第一項	次条第一項ただし書、第四十四条第一項	第四十四条第一項	第四十一条の二第五項	第一項の規定により共通投票所を設ける	第四十九条の二第三項の規定により指定共通投票所を指定した	他の共通投票所	他の指定共通投票所	他の指定共通投票所	が投票所	が投票所	が指定在外選挙投票区の投票所
、選挙人名簿	投票所	、在外選挙人証を提示																					

	当該選挙人名簿	当該在外選挙人名簿	して、在外選挙人名簿
	第十九条第三項	第三十条の二第四項	
	書類。次項、第五十五条及び第五十六条において同じ。	書類	

4 | 在外選挙人名簿に登録されている選挙人で、衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものの国内における投票のうち、

第四十八条の二第一項の規定による投票に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第二項の規定は、適用しない。

	、選挙人名簿	、在外選挙人証を提示して、在外選挙人名簿
	当該選挙人名簿	当該在外選挙人名簿
	第十九条第三項	第三十条の二第四項
	書類。次項、第五十五条及び第五十六条において同じ。	書類

(新設)

第四十八条の二第二項	期日前投票所	市町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所（次項及び第五項において「指定期日前投票所」という。）
第四十八条の二第二項 第二号及び第五号	投票区	指定在外選挙投票区
第四十八条の二第二項	二以上の期日前投票所を設ける	前項の規定により二以上の指定期日前投票所を指定した
第四十八条の二第五項	期日前投票所において投票を行わせる	指定期日前投票所において
第四十八条の二第五項 の表第四十二条第一項 ただし書の項	選挙	選挙人名簿に登録されるべき旨の決定書又は確定判決書を所持し、選挙
第四十八条の二第二項	在外選挙人名簿に登録	

<p>第四十八條の二第五項の表第四十五條第一項の項及び第四十六條第一項から第三項まで及び前條第二項の項</p>	<p>期日前投票所</p>	<p>指定期日前投票所</p>
	<p>期日前投票所</p>	<p>指定期日前投票所（第四十九條の二第四項の規定により読み替えて適用される第四十八條の二第一項に規定する指定期日前投票所をいう。以下第四十八條までにおいて同じ。）</p>
		<p>されるべき旨の決定書又は確定判決書を所持し、第四十八條の二第一項</p>

5 | (略)

(投票箱等の送致)

第五十五條 投票管理者が同時に当該選挙の開票管理者である場合を除く

3 | 在外選挙人名簿に登録されている選挙人で、衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものの投票については、前条第二項から第八項までの規定は、適用しない。

(投票箱等の送致)

第五十五條 投票管理者が同時に当該選挙の開票管理者である場合を除く

ほか、投票管理者は、一人又は数人の投票立会人とともに、選挙の当日、その投票箱、投票録、選挙人名簿又はその抄本及び在外選挙人名簿又はその抄本（当該在外選挙人名簿が第三十条の二第四項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該在外選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。以下この条及び次条において同じ。）を開票管理者に送致しなければならぬ。ただし、当該選挙人名簿が第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合で政令で定めるときは選挙人名簿又はその抄本を、当該在外選挙人名簿が第三十条の二第四項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合で政令で定めるときは在外選挙人名簿又はその抄本を、それぞれ、送致することを要しない。

（繰延投票）

第五十七条 天災その他避けることのできない事故により、投票所において、投票を行うことができないとき、又は更に投票を行う必要があるときは、都道府県の選挙管理委員会（市町村の議会の議員又は長の選挙については、市町村の選挙管理委員会）は、更に期日を定めて投票を行わせなければならない。この場合において、当該選挙管理委員会は、直ちにその旨を告示するとともに、更に定めた期日を少なくとも五日前に告示しなければならない。

2 (略)

ほか、投票管理者は、一人又は数人の投票立会人とともに、選挙の当日、その投票箱、投票録、選挙人名簿又はその抄本及び在外選挙人名簿又はその抄本（当該在外選挙人名簿が第三十条の二第四項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該在外選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。次条において同じ。）を開票管理者に送致しなければならぬ。

（繰延投票）

第五十七条 天災その他避けることのできない事故により、投票を行うことができないとき又は更に投票を行う必要があるときは、都道府県の選挙管理委員会（市町村の議会の議員又は長の選挙については、市町村の選挙管理委員会）は、更に期日を定めて投票を行わせなければならない。ただし、その期日は、当該選挙管理委員会において、少なくとも五日前に告示しなければならない。

2 衆議院議員、参議院議員又は都道府県の議会の議員若しくは長の選挙

について前項に規定する事由を生じた場合においては、市町村の選挙管理委員会は、当該選挙の選挙長（衆議院比例代表選出議員若しくは参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙については、選挙分会長）を経て都道府県の選挙管理委員会にその旨を届け出なければならない。

(投票所に入し得る者)

第五十八条 選挙人、投票所の事務に従事する者、投票所を監視する職権を有する者又は当該警察官でなければ、投票所に入ることができない。

2 前項の規定にかかわらず、選挙人の同伴する子供(幼児、児童、生徒

その他の年齢満十八年未満の者をいう。以下この項において同じ。)は、投票所に入ることができる。ただし、投票管理者が、選挙人の同伴する子供が投票所に入ることにより生ずる混雑、けん騒その他これらに類する状況から、投票所の秩序を保持することができなくなるおそれがあると認め、その旨を選挙人に告知したときは、この限りでない。

3 選挙人を介護する者その他の選挙人とともに投票所に入ることについてやむを得ない事情がある者として投票管理者が認めた者についても、前項本文と同様とする。

第七章 開票

(繰延開票)

第七十三条 第五十七条第一項前段及び第二項の規定は、開票について準用する。

(開票所の取締り)

第七十四条 第五十八条第一項、第五十九条及び第六十条の規定は、開票

(投票所に入し得る者)

第五十八条 選挙人、投票所の事務に従事する者、投票所を監視する職権を有する者又は当該警察官でなければ、投票所に入ることができない。

ただし、選挙人の同伴する幼児その他の選挙人とともに投票所に入ることについてやむを得ない事情がある者として投票管理者が認めたものについては、この限りでない。

(新設)

(新設)

第七章 開票

(繰延開票)

第七十三条 第五十七条第一項本文及び第二項の規定は、開票について、準用する。

(開票所の取締り)

第七十四条 第五十八条本文、第五十九条及び第六十条の規定は、開票

所の取締りについて準用する。

第八章 選挙会及び選挙分会

(繰延選挙会又は繰延選挙分会)

第八十四条 第五十七条第一項前段の規定は、選挙会及び選挙分会について準用する。この場合において、同項前段中「都道府県の選挙管理委員会(市町村の議会の議員又は長の選挙については、市町村の選挙管理委員会)」とあるのは、「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙会に關しては中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙の選挙会に關しては当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会、選挙分会に關しては都道府県の選挙管理委員会)」と読み替えるものとする。

(選挙会場及び選挙分会場の取締り)

第八十五条 第五十八条第一項、第五十九条及び第六十条の規定は、選挙会場及び選挙分会場の取締りについて準用する。

第十三章 選挙運動

(教育者の地位利用の選挙運動の禁止)

第三百三十七条 (略)

所の取締りについて準用する。

第八章 選挙会及び選挙分会

(繰延選挙会又は繰延選挙分会)

第八十四条 第五十七条第一項本文の規定は、選挙会及び選挙分会に、準用する。この場合において、同項本文中「都道府県の選挙管理委員会(市町村の議会の議員又は長の選挙については、市町村の選挙管理委員会)」とあるのは、「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙会に關しては中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙の選挙会に關しては当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会、選挙分会に關しては都道府県の選挙管理委員会)」と読み替えるものとする。

(選挙会場及び選挙分会場の取締り)

第八十五条 第五十八条本文、第五十九条及び第六十条の規定は、選挙会場及び選挙分会場の取締りについて準用する。

第十三章 選挙運動

(教育者の地位利用の選挙運動の禁止)

第三百三十七条 教育者(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)に規定する幼保連携型

(年齢満十八年未満の者の選挙運動の禁止)

第三百三十七条の二 (略)

2 (略)

第十六章 罰則

(投票干渉罪)

第二百二十八条 投票所(共通投票所及び期日前投票所を含む。次条及び第二百三十二条において同じ。)又は開票所において正当な理由がなく選挙人の投票に干渉し又は被選挙人の氏名(衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては政党その他の政治団体の名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては被選挙人の氏名又は政党その他の政治団体の名称若しくは略称)を認知する方法を行つた者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

2 法令の規定によらないで投票箱を開き、又は投票箱の投票を取り出した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

認定こども園の長及び教員をいう。)は、学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることができない。

(年齢満十八年未満の者の選挙運動の禁止)

第三百三十七条の二 年齢満十八年未満の者は、選挙運動をすることができない。

2 何人も、年齢満十八年未満の者を使用して選挙運動をすることができない。ただし、選挙運動のための労務に使用する場合は、この限りでない。

第十六章 罰則

(投票干渉罪)

第二百二十八条 投票所(期日前投票所を含む。以下この章において同じ。)又は開票所において正当な理由がなく選挙人の投票に干渉し又は被選挙人の氏名(衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては政党その他の政治団体の名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては被選挙人の氏名又は政党その他の政治団体の名称若しくは略称)を認知する方法を行つた者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

2 法令の規定によらないで投票箱を開き、又は投票箱の投票を取り出した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

第十七章 補則

(衆議院議員又は参議院議員の選挙管理費用の国庫負担)

第二百六十三条 衆議院議員又は参議院議員の選挙に関する次に掲げる費用は、国庫の負担とする。

一・二 (略)

三 投票所、共通投票所、期日前投票所、開票所、選挙会場及び選挙分会場に要する費用

四 十二 (略)

(指定都市に対する本法の適用関係)

第二百六十九条 衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員及び長の選挙並びに指定都市の議会の議員及び長の選挙に関してこの法律の規定を適用するについては、政令の定めるところにより、当該市においては、区及び総合区を市とみなし、区及び総合区の選挙管理委員会及び選挙管理委員を市の選挙管理委員会及び選挙管理委員とみなす。この場合において、第二十二条の規定の適用については、同条中「有する者」とあるのは、「有し、かつ、その日において当該区又は総合区の区長又は総合区長が作成する住民基本台帳に記録されている者」(前条第二項に規定する者にあつては、当該市の区域内から住所を移す直前に当該区又は総合区の区長又は総合区長が作成する住民基本台帳に記録されていた者)とする。

(不在者投票の時間)

第二百七十条の二 前条第一項の規定にかかわらず、第四十九条第一項、

第十七章 補則

(衆議院議員又は参議院議員の選挙管理費用の国庫負担)

第二百六十三条 衆議院議員又は参議院議員の選挙に関する次に掲げる費用は、国庫の負担とする。

一・二 (略)

三 投票所、期日前投票所、開票所、選挙会場及び選挙分会場に要する費用

四 十二 (略)

(指定都市に対する本法の適用関係)

第二百六十九条 衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員及び長の選挙並びに指定都市の議会の議員及び長の選挙に関してこの法律の規定を適用するについては、政令の定めるところにより、当該市においては、区及び総合区を市とみなし、区及び総合区の選挙管理委員会及び選挙管理委員を市の選挙管理委員会及び選挙管理委員とみなす。この場合において、第二十二条の規定の適用については、同条中「資格を有する者」とあるのは、「資格を有し、かつ、その日において当該区又は総合区の区長又は総合区長が作成する住民基本台帳に記録されている者」(前条第二項に規定する者にあつては、当該市の区域内から住所を移す直前に当該区又は総合区の区長又は総合区長が作成する住民基本台帳に記録されていた者)とする。

(不在者投票の時間)

第二百七十条の二 前条第一項の規定にかかわらず、第四十九条第一項、

第四項、第七項又は第八項の規定による投票に関し不在者投票管理者等
に対して行う行為（国外において行うものを除く。次項において同じ。

）のうち政令で定めるものは、午前八時三十分（当該行為を行おうとする
地の市町村の選挙管理委員会が地域の実情等を考慮して午前六時三十
分から午前八時三十分までの間でこれと異なる時刻を定めている場合に
は、当該定められている時刻）から午後八時（当該行為を行おうとする
地の市町村の選挙管理委員会が地域の実情等を考慮して午後五時から午
後十時までの間でこれと異なる時刻を定めている場合には、当該
定められている時刻）までの間に行うことができる。

2 前条第一項の規定にかかわらず、第四十九條第一項、第四項、第七項
又は第八項の規定による投票に関し不在者投票管理者等に対して行う行
為のうち政令で定めるものは、当該行為を行おうとする地の市町村の選
挙管理委員会の職員につき定められている執務時間内に行わなければな
らない。

第四項、第七項又は第八項の規定による投票に関し不在者投票管理者等
に対してする行為（国外においてするものを除く。次項において同じ。

）のうち政令で定めるものは、午前八時三十分

から午後八時（当該行為を行おうとする
地の市町村の選挙管理委員会が地域の実情等を考慮して午後五時から午
後八時までの間でこれと異なる時刻を定めている場合には、当該
定められている時刻）までの間に行うことができる。

2 前条第一項の規定にかかわらず、第四十九條第一項、第四項、第七項
又は第八項の規定による投票に関し不在者投票管理者等に対してする行
為のうち政令で定めるものは、当該行為を行おうとする地の市町村の選
挙管理委員会の職員につき定められている執務時間内にしなければな
らない。

改 正 案

現 行

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律に
おける用語の意義及び字句の意味によるものとする。

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律に
おける用語の意義及び字句の意味によるものとする。

(略)		(略)	
(略)		(略)	

(略)		(略)	
(略)		(略)	

改正案	現行
<p>第二編 普通地方公共団体 第五章 直接請求 第一節 条例の制定及び監査の請求</p> <p>第七十四条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③（略）</p> <p>④（略）</p> <p>⑤ 第一項の選挙権を有する者とは、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選</p>	<p>第二編 普通地方公共団体 第五章 直接請求 第一節 条例の制定及び監査の請求</p> <p>第七十四条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下本編において「選挙権を有する者」という。）は、政令の定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。</p> <p>② 前項の請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。</p> <p>③ 普通地方公共団体の長は、第一項の請求を受理した日から二十日以内に議会を招集し、意見を附けてこれを議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。</p> <p>④ 議会は、前項の規定により付議された事件の審議を行うに当たつては、政令の定めるところにより、第一項の代表者に意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>⑤ 第一項の選挙権を有する者とは、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選</p>

挙人名簿に登録されている者

とし、その総数の五十分の一の数は、当該普通地方公共団体の選挙管理委員会において、その登録が行われた日後直ちに告示しなければならない。

⑥ 選挙権を有する者のうち次に掲げるものは、第一項の代表者（以下この項において「代表者」という。）となり、又は代表者であることができない。

一 公職選挙法第二十七条第一項又は第二項の規定により選挙人名簿にこれらの項の表示をされている者（都道府県に係る請求にあつては、

当該市町村の区域内から引き続き同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移し、かつ、当該他の市町村の区域内に住所を有している者（同法第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第二十八条の規定により選挙権を有しなくなつた旨の表示をされている者を除く。）を除く。）

二 (略)

三 (略)

挙人名簿に登録されている者（同法第二十七条第二項の規定により選挙人名簿に同項の表示がされている者（都道府県に係る請求にあつては、

当該市町村の区域内から引き続き同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移し、かつ、当該他の市町村の区域内に住所を有しているものを除く。）を除外。）とし、その総数の五十分の一の数は、当該普通地方公共団体の選挙管理委員会において、その登録が行われた日後直ちに告示しなければならない。

⑥ 選挙権を有する者のうち次に掲げるものは、第一項の代表者（以下この項において「代表者」という。）となり、又は代表者であることができない。

一 公職選挙法第二十七条第一項 の規定により選挙人名簿に

同項 の表示をされている者（都道府県に係る請求にあつては、当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた旨の表示をされている者のうち当該市町村の区域内から引き続き同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移し、かつ、当該他の市町村の区域内に住所を有しているもの

を除外。）

二 前項の選挙人名簿の登録が行われた日以後に公職選挙法第二十八条の規定により選挙人名簿から抹消された者

三 第一項の請求に係る普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県の区域内の市町村並びに第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この号において「指定都市」という。）の区及び総合区を含み、指定都市である場合には当該市の区及び総合区を含む。）の選挙管理委員会の委員又は職員で

⑦ (略)

⑧ (略)

⑨ (略)

第六章 議会

第八節 議員の辞職及び資格の決定

第二百二十七条 普通地方公共団体の議会の議員が被選挙権を有しない者であるとき又は第九十二条の二(第二百八十七条の二第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定に該当するときは、その職を失う。その被選挙権の有無又は第九十二条の二の規定に該当

ある者

⑦ 第一項の場合において、当該地方公共団体の区域内で衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の選挙が行なわれることとなるときは、政令で定める期間、当該選挙が行なわれる区域内において請求のための署名を求めることができない。

⑧ 選挙権を有する者は、心身の故障その他の事由により条例の制定又は改廃の請求者の署名簿に署名することができないときは、その者の属する市町村の選挙権を有する者(条例の制定又は改廃の請求者の代表者及び当該代表者の委任を受けて当該市町村の選挙権を有する者に対し当該署名簿に署名することを求める者を除く。)に委任して、自己の氏名(以下「請求者の氏名」という。)を当該署名簿に記載させることができず。この場合において、委任を受けた者による当該請求者の氏名の記載は、第一項の規定による請求者の署名とみなす。

⑨ 前項の規定により委任を受けた者(以下「氏名代筆者」という。)が請求者の氏名を条例の制定又は改廃の請求者の署名簿に記載する場合において、氏名代筆者は、当該署名簿に氏名代筆者としての署名をしなければならぬ。

第六章 議会

第八節 議員の辞職及び資格の決定

第二百二十七条 普通地方公共団体の議会の議員が被選挙権を有しない者であるとき又は第九十二条の二(第二百八十七条の二第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定に該当するときは、その職を失う。その被選挙権の有無又は第九十二条の二の規定に該当

するかどうかは、議員が公職選挙法第十一条、第十一条の二若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法 第二十八條の規定に該当するため被選挙権を有しない場合を除くほか、議会がこれを決定する。この場合においては、出席議員の三分の二以上の多数によりこれを決定しなければならない。

② (略)

③ (略)

④ (略)

別表第一 第一号法定受託事務(第二条関係)

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

(略)	(略)
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)	第四条第十五項、第四条の二第三項から第五項まで、第四条の三第四項から第六項まで、第五条第十六項及び第十三条第一項ただし書の規定により都道府県が処理することとされている事務

するかどうかは、議員が公職選挙法第十一条、第十一条の二若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第二十八條の規定に該当するため被選挙権を有しない場合を除くほか、議会がこれを決定する。この場合においては、出席議員の三分の二以上の多数によりこれを決定しなければならない。

② 都道府県の議会の議員は、住所を移したため被選挙権を失つても、その住所が同一都道府県の区域内に在るときは、そのためにその職を失うことはない。

③ 第一項の場合においては、議員は、第一百七七條の規定にかかわらず、その会議に出席して自己の資格に関し弁明することはできるが決定に加わることができない。

④ 第一百八条第五項及び第六項の規定は、第一項の場合にこれを準用する。

別表第一 第一号法定受託事務(第二条関係)

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

(略)	(略)
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)	第四条第十五項、第四条の二第三項から第五項まで、第五条第十六項及び第十三条第一項ただし書の規定により都道府県が処理することとされている事務

(略)

(略)

(略)

(略)

改 正 案

現 行

<p>（公職選挙法の準用） 第九十四条 公職選挙法第八条（特定地域に関する特例）、第十条第二項（被選挙人の年齢の算定方法）、第十七条（投票区）、第十八条（第一項ただし書を除く。）（開票区）、第二十三条から第二十五条まで、第三十条（選挙人名簿）、第三十三条、第三十四条第一項、第三項、第四項及び第六項（選挙期日）、第六章（投票）（第三十五条、第三十六条、第三十七条第三項及び第四項、第三十八条第四項、第四十条、第四十六条、第四十六条の二、第四十九条第四項から第八項まで並びに第四十九条の二の規定を除く。）第七章（開票）（第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第三項から第五項まで及び第八項ただし書、第六十八条並びに第六十八条の二第二項、第三項及び第五項の規定を除く。）第八章（選挙会及び選挙分会）（第七十五条第二項、第七十七条第二項及び第八十一条の規定を除く。）第八十六条の四第一項、第二項、第五項及び第九項から第十一項まで、第八十六条の八、第九十条、第九十一条第二項（候補者）、第十章（当選人）（第九十五条の二から第九十八条まで、第九十九条の二、第一百条第一項から第三項まで、第七項及び第八項、第一百一条から第一百一条の二の二まで並びに第八十八条第二項の規定を除く。）第一百一条第一項及び第二項（欠けた場合の通知）、第一百十六条（議員又は当選人がすべてない場合の一般選挙）、第一百七十条（設置選挙）、第二百二十九条、第三百三十条、第三百三十一条第一項及び第二項、第三百三十二条から第</p>	<p>（公職選挙法の準用） 第九十四条 公職選挙法第八条（特定地域に関する特例）、第十条第二項（被選挙人の年齢の算定方法）、第十七条（投票区）、第十八条（第一項ただし書を除く。）（開票区）、第二十三条から第二十五条まで、第三十条（選挙人名簿）、第三十三条、第三十四条第一項、第三項、第四項及び第六項（選挙期日）、第六章（投票）（第三十五条、第三十六条、第三十七条第三項及び第四項、第三十八条第四項、第四十条、第四十六条、第四十六条の二、第四十九条第四項から第八項まで並びに第四十九条の二の規定を除く。）第七章（開票）（第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第三項から第五項まで及び第八項ただし書、第六十八条並びに第六十八条の二第二項、第三項及び第五項の規定を除く。）第八章（選挙会及び選挙分会）（第七十五条第二項、第七十七条第二項及び第八十一条の規定を除く。）第八十六条の四第一項、第二項、第五項及び第九項から第十一項まで、第八十六条の八、第九十条、第九十一条第二項（候補者）、第十章（当選人）（第九十五条の二から第九十八条まで、第九十九条の二、第一百条第一項から第三項まで、第七項及び第八項、第一百一条から第一百一条の二の二まで並びに第八十八条第二項の規定を除く。）第一百一条第一項及び第二項（欠けた場合の通知）、第一百十六条（議員又は当選人がすべてない場合の一般選挙）、第一百七十条（設置選挙）、第二百二十九条、第三百三十条、第三百三十一条第一項及び第二項、第三百三十二条から第</p>
--	--

百三十七条まで、第三百三十七条の三、第三百三十八条、第四百十条の二、第四百四十八条の二、第六百六十一条第一項、第三項及び第四項、第六百六十四条の六、第六百六十六条、第六百七十八条（選挙運動）、第十五章（争訟）（第二百二条第二項、第二百四条、第二百五条第五項、第二百六条第二項、第二百八条、第二百九条の二第二項、第二百十一条第二項、第二百十六条及び第二百二十条第四項の規定を除く。）、第十六章（罰則）（第二百二十四条の三、第二百三十五条の二第一号及び第二号、第二百三十五条の三、第二百三十五条の四、第二百三十五条の六、第二百三十六条第二項、第二百三十六条の二、第二百三十八条の二、第二百三十九条第一項第四号及び第二項、第二百三十九条の二第一項、第二百四十条第二項、第二百四十二条第二項、第二百四十二条の二、第二百四十三条第一項第一号及び第二号から第九号まで並びに第二項、第二百四十四条第一項第一号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十六条から第二百五十条まで、第二百五十一条の二第二項、第三項及び第五項、第二百五十一条の三、第二百五十一条の四、第二百五十二条の二、第二百五十二条の三、第二百五十五条第三項から第五項まで並びに第二百五十五条の二から第二百五十五条の四までの規定を除く。）、第二百六十四条の二（行政手続法の適用除外）、第二百七十条第一項本文（選挙に関する届出等の時間）、第二百七十条の二（不在者投票の時間）、第二百七十条の三（選挙に関する届出等の期限）、第二百七十二条（命令への委任）並びに附則第四項及び第五項の規定は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長及び市町村の議会の議員の選挙に関する部分を除くほか、海区漁業調整委員会の委員の選挙に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定の中で同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

百三十七条まで、第三百三十七条の三、第三百三十八条、第四百十条の二、第四百四十八条の二、第六百六十一条第一項、第三項及び第四項、第六百六十四条の六、第六百六十六条、第六百七十八条（選挙運動）、第十五章（争訟）（第二百二条第二項、第二百四条、第二百五条第五項、第二百六条第二項、第二百八条、第二百九条の二第二項、第二百十一条第二項、第二百十六条及び第二百二十条第四項の規定を除く。）、第十六章（罰則）（第二百二十四条の三、第二百三十五条の二第一号及び第二号、第二百三十五条の三、第二百三十五条の四、第二百三十五条の六、第二百三十六条第二項、第二百三十六条の二、第二百三十八条の二、第二百三十九条第一項第四号及び第二項、第二百三十九条の二第一項、第二百四十条第二項、第二百四十二条第二項、第二百四十二条の二、第二百四十三条第一項第一号及び第二号から第九号まで並びに第二項、第二百四十四条第一項第一号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十六条から第二百五十条まで、第二百五十一条の二第二項、第三項及び第五項、第二百五十一条の三、第二百五十一条の四、第二百五十二条の二、第二百五十二条の三、第二百五十五条第三項から第五項まで並びに第二百五十五条の二から第二百五十五条の四までの規定を除く。）、第二百六十四条の二（行政手続法の適用除外）、第二百七十条第一項本文（選挙に関する届出等の時間）、第二百七十条の二（不在者投票の時間）、第二百七十条の三（選挙に関する届出等の期限）、第二百七十二条（命令への委任）並びに附則第四項及び第五項の規定は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長及び市町村の議会の議員の選挙に関する部分を除くほか、海区漁業調整委員会の委員の選挙に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定の中で同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

(略)	第四十一条の二第五項	(略)	第四十一条の二第六項(同条第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)	(略)	第四十一条の二第六項	(略)	(略)
(略)	第三十九條から第四十一条まで	(略)	前二條	(略)	及び第四十八條第二項	第四十五條第一項、第四十六條第一項から第三項まで	(略)
(略)	第三十九條、第四十一条	(略)	前條	(略)	、第四十八條第二項及び漁業法第九十條第三項	第四十五條第一項	(略)

(略)	第四十八條の二第二項	(略)	(新設)	(略)	(新設)	第三十四條第四項第六号	(略)
(略)	第三十九條から第四十一条まで	(略)	(新設)	(略)	(新設)	第一百十六條	(略)
(略)	第三十九條、第四十一条	(略)	(新設)	(略)	(新設)	漁業法第九十四條において準用する第一百十六條	(略)

改正案	現行
<p>（電磁的記録式投票機による投票）</p> <p>第三条 市町村（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を除く。以下この項において同じ。）の議会の議員又は長の選挙の投票（公職選挙法第四十七条、第四十九条並びに第五十条第三項及び第五項の規定による投票を除く。）については、市町村は、同法第四十五条、第四十六条第一項及び第四十八条の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、選挙人が、自ら、投票所（共通投票所及び期日前投票所を含む。以下「投票所」という。）において、電磁的記録式投票機を操作することにより、当該電磁的記録式投票機に記録されている公職の候補者のうちその投票しようとするもの一人を選択し、かつ、当該公職の候補者を選択したことを電磁的記録媒体に記録する方法によることができる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（電磁的記録式投票機による投票）</p> <p>第三条 市町村（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を除く。以下この項において同じ。）の議会の議員又は長の選挙の投票（公職選挙法第四十七条、第四十九条並びに第五十条第三項及び第五項の規定による投票を除く。）については、市町村は、同法第四十五条、第四十六条第一項及び第四十八条の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、選挙人が、自ら、投票所（期日前投票所を含む。以下この条において同じ。）において、電磁的記録式投票機を操作することにより、当該電磁的記録式投票機に記録されている公職の候補者のうちその投票しようとするもの一人を選択し、かつ、当該公職の候補者を選択したことを電磁的記録媒体に記録する方法によることができる。</p> <p>2 指定都市の議会の議員又は長の選挙の投票（公職選挙法第四十七条、第四十九条並びに第五十条第三項及び第五項の規定による投票を除く。）については、指定都市は、同法第四十五条、第四十六条第一項及び第四十八条の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、当該条例で定める当該指定都市の区の区域内の投票区を除き、選挙人が、自ら、投票所において、電磁的記録式投票機を操作することにより、当該電磁的記録式投票機に記録されている公職の候補者のうちその</p>

(電磁的記録式投票機による代理投票等)
第七条 (略)

投票しようとするもの一人を選択し、かつ、当該公職の候補者を選択したことを電磁的記録媒体に記録する方法によることができる。この場合における同法第四十六条の二第一項の規定の適用については、同項中「第四十九条」とあるのは、「第四十九条並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第三条第二項及び第七条」とする。

3 都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票（公職選挙法第四十七条、第四十九条並びに第五十条第三項及び第五項の規定による投票を除く。）については、都道府県は、同法第四十五条、第四十六条第一項及び第四十八条の規定にかかわらず、前二項の条例を定めた市町村のうち当該都道府県の条例で定めるものの区域（指定都市にあつては、議会の議員の選挙に係る前項の条例及び長の選挙に係る同項の条例で定める区以外の区のうち当該都道府県の条例で定めるものの区域に限る。）内の投票区に限り、当該都道府県の条例で定めるところにより、選挙人が、自ら、投票所において、電磁的記録式投票機を操作することにより、当該電磁的記録式投票機に記録されている公職の候補者のうちその投票しようとするもの一人を選択し、かつ、当該公職の候補者を選択したことを電磁的記録媒体に記録する方法によることができる。この場合における同法第四十六条の二第一項の規定の適用については、同項中「第四十九条」とあるのは、「第四十九条並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第三条第三項及び第七条」とする。

(電磁的記録式投票機による代理投票等)
第七条 第三条の規定による投票において、心身の故障その他の事由に

2 (略)

3 (略)

4 (略)

(投票の特例)

第八条 第三条の規定による投票を行う選挙について、次の表の上欄に掲げる公職選挙法の規定を適用する場合には、これらの規定中

より、自ら電磁的記録式投票機を用いた投票（電磁的記録式投票機を操作することにより、公職の候補者を選択し、かつ、当該公職の候補者を選択したことを電磁的記録媒体に記録することをいう。以下同じ。）を行うことができない選挙人は、同条の規定にかかわらず、投票管理者に申し立て、当該電磁的記録式投票機を用いた代理投票を行わせることができる。

2 前項の規定による申立てがあつた場合においては、投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて、投票所の事務に従事する者のうちから当該選挙人の投票を補助すべき者二人を定め、その一人に当該選挙人が指示する公職の候補者一人に対して電磁的記録式投票機を用いた投票を行わせ、他の一人をこれに立ち会わせなければならない。

3 第三条の規定による投票において、自ら電磁的記録式投票機を用いた投票を行うことが困難な選挙人（第一項に規定する選挙人を除く。）は、同条の規定にかかわらず、投票管理者に申し立て、当該電磁的記録式投票機の操作についての補助を行わせることができる。

4 前項の規定による申立てがあつた場合においては、投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて、投票所の事務に従事する者のうちから当該選挙人のために電磁的記録式投票機の操作を補助すべき者二人を定め、その一人に電磁的記録式投票機の操作についての助言、介助その他の必要な措置（電磁的記録式投票機の操作により公職の候補者のいずれを選択したかを電磁的記録媒体に記録することを除く。）を行わせ、他の一人をこれに立ち会わせなければならない。

(投票の特例)

第八条 第三条の規定による投票を行う選挙について、次の表の上欄に掲げる公職選挙法の規定を適用する場合には、これらの規定中

同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	第四十八条の二第五項の表		
	閉鎖しなければ	入れさせる場合	開かなければ
	状態にしなければ	入れさせる場合又は当該電磁的記録式投票機を用いて投票させる場合	開き、又は当該電磁的記録式投票機を投票できる状態にしなければ
(略)	投票箱を開いた場合		投票箱を開いた場合又は電磁的記録式投票機を投票できる状態にした場合
(略)			

同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五十三条第二項	第四十八条の二第二項の表		
	閉鎖しなければ	入れさせる場合	開かなければ
	状態にしなければ	入れさせる場合又は当該電磁的記録式投票機を用いて投票させる場合	開き、又は当該電磁的記録式投票機を投票できる状態にしなければ
第五十三条第二項			地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機
			地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機

--

(略)							
(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center; vertical-align: top;">第五十五条</td> <td style="width: 33%; text-align: center; vertical-align: top;">投票箱を開いた場合は</td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法の特例に関する法律第八条の規定により読み替えて適用される第五十五条</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>投票箱を開いた場合又は電磁的記録式投票機を投票できる状態にした場合は</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>を用いて行う投票方法の特例に関する法律第八条の規定により読み替えて適用される第五十三条第二項</p> </td> </tr> </table>	第五十五条	投票箱を開いた場合は		<p>地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法の特例に関する法律第八条の規定により読み替えて適用される第五十五条</p>	<p>投票箱を開いた場合又は電磁的記録式投票機を投票できる状態にした場合は</p>	<p>を用いて行う投票方法の特例に関する法律第八条の規定により読み替えて適用される第五十三条第二項</p>
第五十五条	投票箱を開いた場合は						
<p>地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法の特例に関する法律第八条の規定により読み替えて適用される第五十五条</p>	<p>投票箱を開いた場合又は電磁的記録式投票機を投票できる状態にした場合は</p>	<p>を用いて行う投票方法の特例に関する法律第八条の規定により読み替えて適用される第五十三条第二項</p>					
(略)							

改 正 案

現 行

（合併協議会設置の請求）

第四条 選挙権を有する者（市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者）

をいう。）をいう。以下同じ。）は、政令で

定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、市町村の長に対し、当該市町村が行うべき市町村の合併の相手方となる市町村（以下この条及び第五条の二第一項において「合併対象市町村」という。）の名称を示し、合併協議会を置くよう請求することができる。

2 ～ 20 （略）

第五条 （略）

（合併協議会設置の請求）

第四条 選挙権を有する者（市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者（同法第二十七条第二項の規定により選挙人名簿に同項の表示がされている者を除く。）をいう。）をいう。以下同じ。）は、政令で

定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、市町村の長に対し、当該市町村が行うべき市町村の合併の相手方となる市町村（以下この条及び第五条の二第一項において「合併対象市町村」という。）の名称を示し、合併協議会を置くよう請求することができる。

2 ～ 20 （略）

第五条 合併協議会を構成すべき関係市町村（以下この条及び次条第二

項において「同一請求関係市町村」という。）の選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、他の同一請求関係市町村の選挙権を有する者がこの項の規定により行う合併協議会の設置の請求と同一の内容であることを明らかにして、その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、同一請求関係市町村の長に対し、当該同一請求関係市町村が行うべき市町村の合併の相手方となる他の同一請求関係市町村の名称を示し、合併協議会を置くよう請求することができる。

2529 (略)

30 地方自治法第七十四条第五項の規定は前条第一項若しくはこの条第一項の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数又は前条第十一項若しくはこの条第十五項の選挙権を有する者の総数の六分の一の数について、同法第七十四条第六項の規定は前条第一項若しくは第十一項又はこの条第一項若しくは第十五項の代表者について、同法第七十四条第七項から第九項まで、第七十四条の二第一項から第六項まで、第八項及び第十項から第十三項まで並びに第七十四条の三第一項から第三項までの規定は前条第一項若しくは第十一項又はこの条第一項若しくは第十五項の規定による請求者の署名について、それぞれ準用する。

この場合において、同法第七十四条第六項第一号中「されている者（都道府県に係る請求にあつては、者（都道府県に係る請求にあつては、

当該市町村の区域内か

ら引き続き同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移し、かつ、当該他の市町村の区域内に住所を有している者（同法第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第二十八条の規定により選挙権を有しなくなつた旨の表示をされている者を除く。）を除く。）」とあるのは「されている者」と、同項第三号中「、都道府県である場合には当該都道府県の区域内の市町村並びに第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この号において「指定都市」という。）の区及び総合区を含み、」とあるのは「第二百五十二条の十九第一項に規定する」と、同法第七十四条の二第十項中「審査の申立てに対する裁決又は判決」とあるのは「判決」と、「当該都道府県の選挙管理委員会又は当該裁判所」とあるのは「当該裁判所」と、「裁決書又は判決書」と

きる。

2529 (略)

30 地方自治法第七十四条第五項の規定は前条第一項若しくはこの条第一項の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数又は前条第十一項若しくはこの条第十五項の選挙権を有する者の総数の六分の一の数について、同法第七十四条第六項の規定は前条第一項若しくは第十一項又はこの条第一項若しくは第十五項の代表者について、同法第七十四条第七項から第九項まで、第七十四条の二第一項から第六項まで、第八項及び第十項から第十三項まで並びに第七十四条の三第一項から第三項までの規定は前条第一項若しくは第十一項又はこの条第一項若しくは第十五項の規定による請求者の署名について、準用する。

この場合において、同法第七十四条第六項第一号中「表示をされている者（都道府県に係る請求にあつては、当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた旨の表示をされている者のうち当該市町村の区域内から引き続き同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移し、かつ、当該他の市町村の区域内に住所を有しているものを

除く。）」とあるのは「表示を

されている者」と、同項第三号中「、都道府県である場合には当該都道府県の区域内の市町村並びに第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この号において「指定都市」という。）の区及び総合区を含み、」とあるのは「第二百五十二条の十九第一項に規定する」と、同法第七十四条の二第十項中「審査の申立てに対する裁決又は判決」とあるのは「判決」と、「当該都道府県の選挙管理委員会又は当該裁判所」とあるのは「当該裁判所」と、「裁決書又は判決書」と

あるのは「判決書」と、同条第十一項中「争訟については、審査の申立てに対する裁決は審査の申立てを受理した日から二十日以内にこれをするものとし、訴訟の判決は」とあるのは「訴訟の判決は、」と、同条第十二項中「第八項及び第九項」とあるのは「第八項」と、「当該決定又は裁決」とあるのは「当該決定」と、「地方裁判所又は高等裁判所」とあるのは「地方裁判所」と、同条第十三項中「第八項及び第九項」とあるのは「第八項」と読み替えるものとする。

31
33
(略)

あるのは「判決書」と、同条第十一項中「争訟については、審査の申立てに対する裁決は審査の申立てを受理した日から二十日以内にこれをするものとし、訴訟の判決は」とあるのは「訴訟の判決は、」と、同条第十二項中「第八項及び第九項」とあるのは「第八項」と、「当該決定又は裁決」とあるのは「当該決定」と、「地方裁判所又は高等裁判所」とあるのは「地方裁判所」と、同条第十三項中「第八項及び第九項」とあるのは「第八項」と読み替えるものとする。

31
33
(略)

改 正 案

現 行

（削る）

（農業委員会等に関する法律の一部改正）
 第四条 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）の

一部を次のように改正する。

第八条第一項中「二十年」を「満十八年」に改める。

附 則

（適用区分）

第二条 （略）

附 則

（適用区分）

第二条 第一条の規定による改正後の公職選挙法（以下「新公職選挙法」という。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は施行日後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日（以下「公示日」という。）以後にその期日を公示され又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査並びに日本国憲法第九十五条、地方自治法第八十五条第一項及び第二百九十一条の六第七項、市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第五条第三十二項並びに大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成二十四年法律第八十号）第七条第六項に規定する投票（以下「住民投票」という。）について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び住民投票については、なお従前の例による。

2 第三条の規定による改正後の漁業法（附則第四条及び第六条におい

2 第三条の規定による改正後の漁業法（附則第四条及び第六条におい

て「新漁業法」という。）の規定

は、公示日以後に調製され、確定する選挙人名簿（以下この項において「新選挙人名簿」という。）を用いて行われる選挙について適用し、新選挙人名簿以外の選挙人名簿を用いて行われる選挙については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為、附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びに同条の規定により新公職選挙法の規定及び新漁業法

の規定が適用される選挙並びに住民投票に關し施行日から公示日の前日までの間に年齢満十八年以上満二十年未満の者がした選挙運動及び投票運動に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（選挙犯罪等についての少年法の特例）

第五条 家庭裁判所は、当分の間、少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第二十条第一項の規定にかかわらず、年齢満十八年以上満二十年未満の者が犯した公職選挙法第二百四十七条の罪若しくは同法第二百五十一条の二第一項各号（漁業法第九十四条

に
において準用する場合を含む。）に掲げる者と認める者であつて年齢満十八年以上満二十年未満のものが犯した同項（漁業法第九十四条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する罪、公職選挙法第二百五十一条の三第一項の組織的選挙運動管理者等と認める者であつて年齢満十八年以上満二十年未満のものが犯した同項に規定する罪若

て「新漁業法」という。）の規定及び第四条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律（附則第四条及び第六条において「新農業委員会等に関する法律」という。）の規定は、公示日以後に調製され、確定する選挙人名簿（以下この項において「新選挙人名簿」という。）を用いて行われる選挙について適用し、新選挙人名簿以外の選挙人名簿を用いて行われる選挙については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為、附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びに同条の規定により新公職選挙法の規定、新漁業法の規定及び新農業委員会等に関する法律の規定が適用される選挙並びに住民投票に關し施行日から公示日の前日までの間に年齢満十八年以上満二十年未満の者がした選挙運動及び投票運動に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（選挙犯罪等についての少年法の特例）

第五条 家庭裁判所は、当分の間、少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第二十条第一項の規定にかかわらず、年齢満十八年以上満二十年未満の者が犯した公職選挙法第二百四十七条の罪若しくは同法第二百五十一条の二第一項各号（漁業法及び農業委員会等に関する法律に
において準用する場合を含む。）に掲げる者と認める者であつて年齢満十八年以上満二十年未満のものが犯した同項に規定する罪、同法

第
二百五十一条の三第一項の組織的選挙運動管理者等と認める者であつて年齢満十八年以上満二十年未満のものが犯した同項に規定する罪若

しくは同法第二百五十一条の四第一項各号に掲げる者と認める者であつて年齢満十八年以上満二十年未満のものが犯した同項に規定する罪又は海区漁業調整委員会の委員の選挙の当選人

であつて年齢満十八年以上満二十年未満のものが犯した漁業法第九十四条

2 (略) において読み替えて準用する公職選挙法第二百五十一条に規定する罪の事件(次項及び第三項において「連座制に係る事件」という。)について、その罪質が選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼすと認める場合には、少年法第二十条第一項の決定をしなければならない。この場合においては、同条第二項ただし書の規定を準用する。

3 (略)

4 年齢満十八年以上満二十年未満の者であるときに犯した罪に係る公職選挙法
|、漁業法及び政治資金規正法の規定の適用については、当分の間、少年法第六十条の規定は、適用しない。

しくは同法第二百五十一条の四第一項各号に掲げる者と認める者であつて年齢満十八年以上満二十年未満のものが犯した同項に規定する罪又は海区漁業調整委員会の委員の選挙の当選人若しくは農業委員会の委員の選挙の当選人であつて年齢満十八年以上満二十年未満のものが犯した漁業法第九十四条若しくは農業委員会等に関する法律第十一条において読み替えて準用する公職選挙法第二百五十一条に規定する罪の事件(次項及び第三項において「連座制に係る事件」という。)について、その罪質が選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼすと認める場合には、少年法第二十条第一項の決定をしなければならない。この場合においては、同条第二項ただし書の規定を準用する。

2 連座制に係る事件に関する少年法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「第二十条」とあるのは、「公職選挙法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十三号)附則第五条第一項」とする。

3 家庭裁判所は、当分の間、年齢満十八年以上満二十年未満の者が犯した公職選挙法(他の法律において準用する場合を含む。)及び政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)に規定する罪の事件(第一項前段に規定する場合に係る連座制に係る事件を除く。)について、少年法第二十条第一項の規定により検察官に送致するかどうかを決定するに当たっては、選挙の公正の確保等を考慮して行わなければならない。

4 年齢満十八年以上満二十年未満の者であるときに犯した罪に係る公職選挙法(農業委員会等に関する法律において準用する場合を含む。)|、漁業法及び政治資金規正法の規定の適用については、当分の間、少年法第六十条の規定は、適用しない。

(少年法の特例に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為、附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びに同条の規定により新公職選挙法の規定及び新漁業法

の規定が適用される選挙並びに住民投票に
関し施行日から公示日の前日までの間に年齢満十八年以上満二十年未満の者がした選挙運動及び投票運動に係る行為に係る少年法の適用については、なお従前の例による。

(少年法の特例に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為、附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びに同条の規定により新公職選挙法の規定、新漁業法の規定及び新農業委員会等に関する法律の規定が適用される選挙並びに住民投票に
関し施行日から公示日の前日までの間に年齢満十八年以上満二十年未満の者がした選挙運動及び投票運動に係る行為に係る少年法の適用については、なお従前の例による。